

中ニ確定スルヲ得ヘキヤ明ナリ

之ニ反シテ今日ニ於テ制定スヘキ所ノ此原則該用ノ際限及ヒ方法ハ五年乃至十年ノ後漸ヤ制度上進シ國民開化スルノ時ニ適當スヘキモノヲ以テスヘカラス況ンヤ多年ノ後開化極進ノ時ニ實施スヘキモノヲヤ此緊要ノ論說ノ精確ナルヲ證スル爲左ニ例ヲ擧ケン

夫レ日本國民其便益開ケ教育進ミ智識廣マルニ從ヒ愈其便益ノ調理ニ參加セント希望スヘシコレ今日ヨリ推量スルヲ得ヘキナリ其希望ヲ滿スニハ國民ニ立法權ノ施行ト行政上多少ノ職務トニ參加スルコトヲ許サ、ルヲ得ス若シ此原則ヲ國憲ノ第一元素タル法則ニ採用セサルトキハ此失錯ヨリ生スヘキ害少カラス僅ニ八年乃至十年ノ中ニ其國憲ノ實施スル能ハサルニ至ルハ明ナリ然レモ人民ヲシテ立法ノ施行行政ノ職務ニ參加セシムヘキノ原則ヲ實施スルノ際限及方法即チ其許スヲ得ヘキ立法行政ノ權ノ多少並ニ議會ノ編制ノ爲メ用フルヲ得ヘキ方法ハ現今ノ時勢ニ於テハ甚タ狹隘ナルモノヲ以テシ五年乃至十年ノ後ニ於テハ人民ニ許スヲ得ルノミナラス必ス許サ、ルヘカラス所ノ漸ヤ廣張ナルモノヲ以テシ十五年乃至二十年ノ後ニ於テハ又一層廣大ナルモノヲ以テシ開化完成ノ時大立君國ノ政治統一及維持竝テ廣大ノ便益ノ爲メ必要ナル保證ト相調和シテ相背戾セサルモノヲ以テスヘキ所ニ至ルマテ層次ニ之ヲ廣張セサルヘケンヤ

此例ニ述ヘタル論ハ裁判經濟等ニ關スル原則ニ付テモ亦用フヘシ其論ヲ略言スレハ則チ國憲ノ二元素ノ中其第一ノミハ現今ノ如キ變遷不定ノ時勢ニ由リ國憲ニ著ハスヘキ三條件ニ適スルヲ得其第二ハ此三條件ニ適スルヲ得サレハ立法者國憲ノ爲メ切ニ望ム所ノ永久不拔ノ基礎ヲ設クルニハ唯一ノ方法アルノミ其方法ハ即チ前文ニ論シタル如ク國憲ノ二元素ノ區別ニ基キ其基礎タル原則ノ尊敬ヲ害セスシテ其原則實施ノ際限及ヒ方法等ヲ漸次適宜ニ改正ス

ルヲ得ヘキ一種特別ナル國憲ノ體裁ヲ用フル是ナリ

今其國憲ノ體裁ヲ實施スルニハ左ノ如クスヘシ

一 國憲ヲ分テ二部ト爲スヘシ

第一 欽定國憲綱領

第二 議定國憲條目

一 欽定國憲綱領ハ天皇ヨリ國民ニ授クル者ニシテ政體ノ基礎タル原則ヲ定メ政體機關ノ不拔ノ根軸ト爲ルヘシ

一 議定國憲條目ハ本來變改スルヲ得ヘキ者ニシテ國ノ文明人民ノ開化進ムニ應シ國憲綱領ノ原則ニ從ヒ制度ノ設立活用ノ總則ヲ定ムヘシ

一 國憲綱領ハ一法ニシテ天皇ノ起草ニ由ルニアラサレハ之ヲ改正スヘカラス

一 國憲條目ハ全國ノ公益ノ爲メ要スル毎ニ之ヲ改正スルヲ得ヘシ然レモ其濫過ヲ防ク爲メ國憲綱領ニ定メタル法式ニ從ヒ其改正ヲ爲スヘシ

一 國憲條目ハ分テ數章ト爲シ即チ立法行政裁判等ノ如キ各制度ノ設立活用ノ總則ヲ以テ一章トナスヘシ斯ノ如クスレハ其局部ヲ改正スル毎ニ全部ヲ改革スヘキノ弊ヲ防クヲ得ヘシ

政體ノ基タル原則ノ爲メ欽定國憲綱領ノ體裁ヲ用ヒタル所以ハ別ニ説明ヲ要セス夫レ日本ニ於テ國憲ノ爲メ全國民ノ敬服ヲ保證スルヲ得ヘキノ權ハ獨リ天皇陛下ノ威權アルノ如キ御古ヨリ今ニ至ルマテ此日本ヲ維持シタルモ此威權

ナリサレハ將來日本政治名譽ノ獨立ヲ保全スルモ亦此威權ニアラサルヘケンヤ
予ハ此論ヲ了ルニ臨ミ予カ日本現時ノ如●變遷不定ノ時勢ヲ觀テ進言スル所ノ國憲ノ體裁ヨリ生スヘキ得益ヲ略述
スヘシ此益ハ三アリ

第一 此國憲ノ體裁ヲ用フルニ於テハ國ノ開化最上點ニ進ミタルルニ行フヘキ原則ノミヲ國憲綱領ニ記載スルカ
故ニ今ヨリ政體ノ爲メ永久不拔ノ基礎ヲ立ルヲ得ル事

第二 立法者革政開進ノ序次ニ從ヒ國憲綱領ノ原則該用ノ制限及ヒ方法ヲ漸次ニ廣大ニスルヲ得ル事

第三 國民ノ自志自立ヲ勸奨スルノ名譽アル天皇陛下ニ於テ革政開進ノ序次ヲ定ムル特權及ヒ方法ヲ掌握スル事

日本帝國國憲ノ草案

序

第一條 帝國ノ國憲ハ分テ二トス

第一 欽定國憲綱領

第二 議定國憲條目

第二條 欽定國憲綱領ハ一ニシテ國體ノ基ヲ所ノ不易ノ原則ヲ定メ政體ノ確乎不拔ナル根軸トス

第三條 議定國憲條目ハ國憲綱領ノ原則ヲ當時ノ形勢ニ該用シ以テ帝國制度ノ活用ヲ定ム

國憲條目ハ國ノ開化ニ進ムニ從テ更改スヘキカ故ニ全國ノ公益ニ要スル毎ニ之改正ス可シ然リト雖此改正ハ第
十篇ニ定メタル法式ニ從テノミ之ヲ爲ス可シ
國憲條目ハ八ニシテ左ノ如シ

第一 國民ノ身位ニ付テノ國憲條目

第二 立法權ノ施行ニ付テノ國憲條目

第三 議會設立ニ付テノ國憲條目(以下脱漏アルカ)

第六 裁判上ニ付テノ國憲條目

第七 經濟上ノ制度ニ付テノ國憲條目

第八 海陸軍設立ニ付テノ國憲條目

欽定國憲綱領

第一篇 國憲ノ基礎

第四條 帝國ハ一ニシテ分ツ可カラス其政體ノ設立ハ左ノ原則ニ基クトス

第五條 國主權ヘ一ニシテコレヲ分チコレヲ讓ル可カラス

一、國主權ハ皇帝ニ特在ス

一、皇帝ノ爲ス所ハ總テ非理ナルヲナシトス○皇帝ノ身體ハ神聖ニシテ犯ス可カラス又其主權ノ根源ハ論ス

四 新たなる一私擬憲法案

可カラサルトス

一、帝位ノ繼承ハ舊典ニ遵ヒ永世空闕ノ事ナシトス

第六條 政體ノ萬機ノ編制其活動ノ定則ハ普ク國政ノ本務タル兩題目ノ區別ニ基クナリ即チ

一、帝國統御

一、民事辦理

第七條 帝國統御ハ内外ノ政事上ノ利害ニ關スル總テノ職務ヲ抱合スルトス

帝國統御ノ事務ハ專ラ皇帝並ニ皇帝ノ政府ニ歸スル事トス

第八條 凡ソ帝國統御ニ屬スル事務ハ左ノ如シ

第一 國主權ノ特務ノ施行殊ニ法律ノ班布ノ爲メ要スル所ノ總テノ處分

第二 法律ヲ布告シ之ヲ行ハシムル爲メ要スル所ノ總テノ處分

第三 國憲ノ施行ヲ保護スル爲メ要スル所ノ總テノ處分

第四 法律ヲ判斷スル事殊ニ第廿七條ニ記シタルニ從ヒ治國法ト公益法トノ區別ニ付生スル所ノ疑議ヲ裁斷ス

ル事

第五 内外ノ安寧帝國版圖ノ保護若クハ帝國ノ防禦ニ關スル總テノ事務

第六 海外交際ノ總理ノ事務

第七 海陸軍ノ設立及ヒ其用方ニ關スル總テノ事務

第八 國內ノ警保ト行政ノ警察ト司法ノ警察ニ關スル總テノ事務

第九 賭ノ裁判所ノ設立ト裁判宣告ノ施行

第十 行政機務ノ設立活用ニ關スル事務總テノ官吏ノ黜陟

第十一 帝國ノ經濟ノ設立其掌管及ヒ検査ニ付テノ事務國債ノ取扱公領ノ財産ノ保存其掌管ニ付テノ事務

第十二 議會ノ設立其召集停止解散等ニ關スル總テノ事務

第十三 官吏ノ間ノ權限抵觸ノ訟ヲ裁判スル事

第十四 有形體ノ便益ノ保護ニ關スル事務即チ飲食料、人物ノ往來、水陸大路、工業、教育、公舍、貿易百工

ノ取締、衛生等ニ關スル所ノ事務

第十五 無形體ノ便益ノ保護ニ關スル事務即チ公學、敎部、學術百工農業ノ勸奨德義ノ保存等ニ關スル事務

第九條 民事辦理ハ總テ帝國統御ニ歸セサル所ノ立法行政ノ事務ヲ抱合ス

民事辦理ニ管スル事務ハ政府ヨリ任シ検査スル所ノ官吏被治者ノ參加ヲ得テ之ヲ取扱フ可キ事トス

民事辦理ニ付テ被治者ノ參加ノ法式並ニ其際根ハ國ノ進歩ノ遲速ニ因ルカ故ニ國憲條目ヲ以テ之ヲ定ム然

リト雖モ其參加ハ左ノ兩題目ニ限ル事トス

第一 立法ニ付テハ國憲條目ニ定メタルニ從ヒ公益法ヲ議定スル事但シ第廿六條ニ記シタル者ナリ

第二 行政ニ付テハ國憲條目ヨリ議會ニ托スル所ノ商議ノ事務並ニ決議ノ事務

第十條 國ノ本ハ家ニ在リ

家門ノ設立人民ノ交際等ニ關スル規則ハ普ク民法ニ定ムル者ナリ

日本人タル分限ヲ求ル方法之ヲ失フヘキ場合並ニ歸化ヲ求ムヘキ爲メノ條件ハ第一ノ國憲條目ニ之ヲ定ム

第十一條 日本人タル者ハ己レノ身體財產權利ノ爲メ法律ノ保護ヲ受クヘキカ故ニ國憲ハ左ノ條ニ其日本人タル分限ニ因リ各人ノ爲メ生スル所ノ權義ヲ定ム

第十二條 凡ソ日本人タル分限ニ因リ國民ノ爲メ生スル所ノ權ハ左ノ如シ

- 第一 人タル者ノ天然有スル所ノ權利ヲ法律ノ定メタルニ從ヒ行フヲ得ヘキノ權
- 第二 各人己レノ位置ニ應シ民法ニ因リ受タル所ノ民權ヲ行フノ權
- 第三 國憲ノ定メタルニ從ヒ民事[○]辨理[○]ノ事務ニ參加スルノ權

第十三條 凡ソ日本人タル分限ニ因リ國民ノ爲メ生スル所ノ義務ハ左ノ如シ

- 第一 皇帝ニ忠義ヲ盡シ國憲ヲ尊奉シ法律ニ服從スヘキ
- 第二 法律ヨリ各人ニ配賦シタル稅額ヲ納メ又法律ニ從ヒ軍役ニ服スヘキ
- 第三 德義ヲ守リ人倫ノ道ヲ尊奉スヘキ

第十四條 國憲ヨリ國民ノ安樂保護ノ爲メ公認スル所ノ保證ハ左ノ如シ

- 第一 何レノ人ト雖モ法律ニ從ヒ且法律ノ定メタル場合ニアルニ非サレハ之ヲ捕縛スヘカラス
- 第二 人ノ財產ハ法律ニ於テ定メタル場合ニ非ラサレハ之ヲ沒收スヘカラス又法律ニ從ヒ公益ノ爲メ之ヲ沒收スヘキ時ト雖モ相當ナル償金ヲ本人ニ與ヘ且法律ノ定メタル式ニ從テノミ之ヲ沒收スルヲ得ヘシ
- 第三 凡ソ人ノ意存ハ察教上ノ意存ト雖モ心内ノ事ニシテ之ヲ抑制スヘカラス然モ法律ハ國ノ安寧ノ爲メ其意存ノ開陳ニ付テ相當ナル制限ヲ定ム

第四 凡ソ法律ハ人ヲ罰シ人ヲ賞スルトト問ハス金國民ノ爲メ一ニシテ異ナルコトナシ又國民均シク官職ニ任セ

ラル、ヲ得ヘシト雖モ古來華族士族ニ授ケタル所ノ特權ハ皇帝ノミ之ヲ改ルヲ得ヘシ

第十五條 凡ソ國ノ名義ヲ以テ政府ヨリ約シタル所ノ義務ハ内外國債又ハ人民ニ授ケタル所ノ官祿家祿ヲ問ハス永久遵行ス可キ者ニシテ之ヲ犯ス可ラス

第十六條 凡ソ日本ノ領地ニ住スル外國人ハ其本國日本國トノ間ニ結ヒタル條約ニ定メタル所ノ權義ノミヲ有スルコトス

第二篇 帝國ノ版圖ノ事

第十七條 帝國ノ版圖ハ左ニ記シタル領分ヲ抱合ス

- 一(國名)
- 一(國名)
- 行政、裁判、並ニ海陸軍ニ付テ版圖ノ區分ハ國憲條目ニ之ヲ定ム○國憲條目ノ改正ノ爲メ定メタル法式ヲ用ユルニ非レハ其區分ヲ改ム可カラス

第三篇 國主權ノ事

第十八條 皇帝ハ帝國ノ主ナリ何レノ者ト雖モ皇帝ノ特任ニ依ルニ非レハ何レノ權ヲ行フヲ得ス

帝國ノ主トシテ皇帝ハ戰鬪ヲ公告シ和好ヲ結構シ總テノ條約ヲ締ヒ又之ヲ廢スルノ權アリ
皇帝ハ班布ノ式ヲ行ヒ以テ法律ヲ許可シ總テノ爵位ヲ授ケ諸官ヲ黜陟シ海陸軍ヲ指揮シ免刑赦罪ヲ行ヒ人民ノ種族ヲ昇降シ勳賞ヲ授ケ己レノ裁判所ヲ以テ裁判ノ權ヲ行フ皇帝ノミ國憲綱領ノ改正ヲ起草スルヲ得又騷亂地方ニ於テ或ハ軍ノ占居スル地ニ於テ軍法ヲ行ハシメ以テ一時國憲ノ施行ヲ停止スルノ權ヲ有ス

皇帝ハ特派公使其他交際上ノ官吏ヲ外國政府ニ置キ又外國政府ヨリ任シタル特派公使其他交際上ノ官吏ヲ接待ス
第四篇 法律ノ事

第十九條 凡ソ法律ハ皇帝ノ意志ヲ顯ス者ニシテ國民盡ク之ニ從フ可キトス

第二十條 法律ハ既往ニ施ス可ラス又他ノ法律ヲ以テ爲スニ非サレハ之ヲ改ル可キトス

第二十一條 法律ハ帝國ノ各地ニ於テ之ヲ布告セシ日ヨリ該地ニ於テ行フ可キトス

第二十二條 法律ノ布告トハ故ラニ戸長ノ門ニ掲ケタル標榜ニ其文面ヲ貼附スルコトニ在リトス○其班布ノ時間ハ第一ノ國憲條目ニ於テ之ヲ定ムト雖モ國憲綱領ノ文面ハ恒ニ其標榜ニ之ヲ貼附ス可キトス

第二十三條 法律ハ其班布ノ月日ノ順序ニ應シ法律書ニ之ヲ記録シ又公報日誌ニ之ヲ記載ス可シ

第二十四條 凡ソ法律ヲ分テ二トス

一 治國法

一 公益法

第二十五條 凡ソ治國法ハ左ニ記シタル法律ヲ包含ス

第一 刑法及ヒ其他國ノ取締ニ關スル法律

第二 國憲ニ從ヒ行政裁判經濟海陸軍等ノ制度ノ活用ノ爲メ要スル法律並ニ議會ノ變制職掌ニ關スル法律

第三 海外ノ交際ニ關涉スル法律

第二十六條 公益法ハ總テ其他ノ法律ヲ包含ス

第二十七條 第二十四條ニ記シタル所ノ法律ノ區分ニ付テ生スル疑議ノ裁斷ハ帝國ノ大政院ニ特任セラル、モノナ

リ然リト雖モ全國民或ハ多少ノ人民ノ爲メ多少ノ費耗ヲ生セシメ或ハ其財產ノ全部若クハ一部ヲ沒收スルコトニ係
ト所ノ總テノ法律ハ必ズ公益法ニ列スルコトス

第五篇 諸權ノ設置

第二十八條 大權ヲ行フ可キコトニ付テハ大權ヲ分テ立法權ト行政權トス

第一章 立法權ノ事

第二十九條 憲法權ヲ行フニ付テノ規則ハ第二十四條ニ記シタル所ノ法律ノ區分即チ治國法ト公益法トノ區分ニ基

クナリ然リト雖モ例レノ法律モ皇帝ヨリ班布ノ式ヲ行ヒ以テ之ヲ許可スルニ非レハ効アル可カラス

第三十條 治國法ニ付テハ法律ヲ起草スルコトノ權ハ專ラ皇帝並ニ帝國大政院ニ歸ス立法官ニ於テ之ヲ議定シ元老院

ニ於テ國憲ニ背ヤ否ニ付テ之ヲ檢查シ然ル後太政大臣ヨリ皇帝ノ許可ヲ乞フナリ

第三十一條 公益法ニ付テハ法律ヲ起草シ之ヲ議定スルコトノ規則ハ國ノ制度進歩ノ遲速ニ因リ異ナル可キ故ニ第

二ノ國憲條目ニ於テ之ヲ定ム然リト雖モ憲法ノ違背ノ有無ニ付テ元老院ノ檢查並ニ皇帝ノ許可ニ關スル規則ハ治

國法ノ規則ト異ナルコトナシ

第三十二條 凡ソ治國法ト公益法トヲ問ハス立法ノ事務中第一ノ國憲條目ヨリ議會ニ特任セサル所ノ事務ハ悉ク帝

國統御ニ歸スル者トス

第二章 行政權ノ事

第三十三條 行政權ヲ分テ左ノ如ク三トス

第一 法律ノ施行並ニ帝國ノ警保

四 新たなる一私擬憲法案

第二 行政ノ事

第三 裁判ノ事

第一款 法律ノ施行及ヒ警保ノ事

第三十四條 凡ソ法律ノ施行帝國ノ警保ニ關スル所ノ總テノ職務ハ帝國統御ニ歸スルヲトス

第三十五條 法律ヲ布告シ之ヲ行ハシムルノ任ハ左ノ官吏ニノミ委託スル者ナリ

第一 太政大臣但シ全國ノ爲メ

第二 府知事及ヒ縣令但シ該府該縣ノ管轄地ニ限ル

第三 戶長但シ該小區ノ管轄地ニ限ル

前條ニ記シタル所ノ官吏並ニ警察官吏ノミ國民ニ付テ直ニ權ヲ行フヲ得可キ者ナリ其他ノ諸官吏ハ已レノ配下ノ官吏ニ付テノミ權ヲ行フ可キ者トス

第三十六條 法律ヲ施行シ法ヲ全フスル爲メ要スル所ノ決定ハ左ニ記シタル者ナリ

第一 布告但シ布告ハ帝國ノ全部或ハ一部ニ行フ可キ者ニシテ太政大臣ノ權内ニ在リ然リト雖モ布告ノ中立法官ノ決議ヲ爲シタル上ノミ太政大臣ニ於テナス可キ者アリ法律ニ於テ之ヲ定ム

第二 府知事及ヒ縣令ノ決定但シ其決定ハ該府或ハ該縣ニ於テノミ行フ可キ者ナリ

第三 戶長ノ決定但シ該小區ニ行フ可キ者ナリ

第三十七條 其他ノ官吏ヨリ爲ス可キ所ノ決定ハ其配下ノ官吏ノ爲メノミ行フ可キ者ニシテ布告或ハ縣令府知事戶長ノ爲シタル決定ヲ以テ之ヲ人民ニ告知スルニ非レハ人民ヨリ行フ可キヲ做サス

第三十八條 帝國ノ警保ノ設立其職掌並ニ警察官吏ヨリ帝國ノ安寧ト警保ト衛生等ノ爲メ設ク可キ規則書ト其處分トノ法式ハ格別ノ法律ヲ以テ之ヲ定ム可シ

警察官吏ハ法律ノ名代ユシテ國內ノ安寧ヲ保存スルヲ特任セラル、者ナリ因テ國民ハ其告諭ニ服從ス可シ

第二款 行政ノ事

第三十九條 行政機務ノ設立並ニ行政ノ監察ハ帝國統御ニ歸スルヲトス

行政ニ付テ行○事ト議○事トヲ區別スルナリ

行○事ハ政府ヨリ任スル所ノ官吏ニ之ヲ托ス議○事ハ第三ノ國憲條目ニ從ヒ編制シタル議會ニ於テ之ヲ掌ル

第四十條 行政官ヲ分ケテ中央行政官ト府及ヒ縣ノ行政官ト小區ノ行政官ト三級トス

其行政官ノ編制並ニ職掌ハ第五ノ國憲條目ヨリ左ノ原則ニ從ヒ之ヲ定ム

第四十一條 帝國統御ニ付テハ國是ノ一定ト郡縣ノ一致須臾モ缺ク可カラスト雖モ行政ニ至テハ國憲條目ノ設立ヲ任セラル、所ノ立法者漸々地方分權ヲ擴張ス可キ事ヲ目的ト爲ス可シ

第四十二條 行政官ノ各級ニ於テ政府ヨリ任セラル、行政官及ヒ第三ノ國憲條目ニ從ヒ編制シタル議會ハ竝テ事務ヲ行フナリ

第四十三條 中央行政官ハ太政大臣ヲ以テ其長トシテ左ノ如ク編制ス

第一 行○政○院○但シ諸卿ヲ以テ編制スル者ニシテ太政大臣或ハ大臣一名ヲ以テ其長ト爲ス行政院ハ己レノ議長ノ命令アルニ非サレハ集ル可カラス

第二 第五ノ國憲條目ヨリ設置シタル所ノ諸省

凡ソ諸省ノ職掌ハ悉ク二款ニ分ツ長官ノ自ラ決スルヲ得ヘキ事件ヲ下款ニ列シ卿ノ意見ヲ具狀シ法律或ハ布告ヲ以テ決ス可キ事件ヲ上款ニ列セシム

第三 府會及ヒ縣會ノ名代ヲ以テ編制シタル國會

國會ノ議長ハ皇帝ヨリ第六十三條ノ規則ニ從ヒ之ヲ任ス

第四十四條 凡ソ府縣ノ行政官ハ府知事及ヒ縣令ヲ以テ其長トス

府知事及ヒ縣令ハ府縣ノ長トシテ該府縣ニ於テ政府ノ名代ヲ勤メ府會縣會ノ議長トシテ其府縣ノ便益ノ代言者ナリトス

府縣ノ行政官ハ左ノ如ク編制ス

第一 府知事或ハ縣令

第二 府廳或ハ縣廳但シ第五ノ國憲條目ニ從ヒ設定シタル者ナリ

第三 府會或ハ縣會但シ第三ノ國憲條目ニ從ヒ設定シタル者ナリ

第四十五條 小區ノ行政官ハ戶長ヲ以テ其長トス

戶長ハ小區ノ長トシテ該小區ニ於テ政府ノ名代ヲ勤メ區會ノ議長トシテ小區ノ便益ノ代言者ナリトス
小區ノ行政官ハ左ノ如ク編制ス

第一 戶長

第二 副戶長但シ該小區ノ民數ノ多少ニ從ヒ副戶長一名或ハ數名アリ

第三 區會但シ第三ノ國憲條目ニ從ヒ設定シタル者ナリ

第四十六條 府縣ノ行政官ノ職掌行政ノ事務ニ付テノ規則ハ盡ク第五ノ國憲條目ニ於テ之ヲ定ム然リト雖行政ノ事務ノ區別ハ左ノ如ク其之レニ關スル決定ニ由リ之ヲ爲スヘシ

第一 中央行政官ノ許可ヲ受ケタル上ノ府知事縣令ヨリ爲ス可キ決定及ヒ中央行政官ヨリ爲スヘキ決定

第二 府知事縣令ヨリ自ラ爲スヲ得ヘキ決定

第三 府知事及ヒ縣令ヨリ府會縣會ノ協議ノ上ノミ爲スヲ得ヘキ者ト雖必ス府會縣會ノ決議ニ從フニ及ハサル所ノ決定

第四 第五ノ國憲條目ヨリ府會縣會ノ決議ニ特任シタル所ノ事務

第四十七條 小區ノ行政官ノ職掌行政ノ事務ニ付テノ規則ハ同國憲條目ニ於テ之ヲ定ム然リト雖行政ノ事務ノ區別ハ左ノ如ク其之レニ關スル所ノ決定ニ由リ之ヲ爲ス可シ

第一 戶長ノ自ラ爲ス可カラサル者ニシテ中央行政官ヨリ或ハ府知事縣令ノ爲ス可キノ決定

第二 戶長ノ自ラ爲スヲ得可キ決定

第三 戶長ヨリ區會ノ協議ノ上ノミ爲スヲ得可キ者ト雖必ス區會ノ決議ニ從フニ及ハサルノ決定

第四 第五ノ國憲條目ヨリ區會ノ決議ニ特任シタルノ決定

第三款 裁判ノ事

第四十八條 凡ソ裁判ハ皇帝ノ名義ヲ以テ爲ス可キ者ニシテ第六ノ國憲條目ヨリ設定シタル所ノ裁判所ニ於テ之ヲ爲スナリ

第四十九條 裁判所ノ數ト管轄地ト編制及ヒ職掌ハ悉ク同國憲條目ニ於テ左ノ原則ニ從ヒ之ヲ定ム

第一 判事ハ皇帝ヨリ之ヲ任シ又皇帝ノミ大審院ノ具狀ニ基キ之ヲ免スルヲ得可シ然リト雖モ大審院ノ員ハ終身任セラル可キトス

第二 判事ハ格別ノ試験ヲ遂ケタル官吏ノ中ヨリ之ヲ撰任ス其試験ノ條件ハ格別ノ法ヲ以テ之ヲ定ム

第三 既ニ廢止シタル拷問ハ必ス之ヲ再擧ス可ラス裁判ハ證ニ依ル可シ

證ハ事實並ニ證據人ノ誓詞シタル上陳ル所ノ伸述ニ由リ出ツ可キトス其誓詞ノ文言ハ同國憲條目ニ於テ之ヲ定ム

第四 法律ヨリ定メタル非常ノ場合ヲ除クノ外訟庭ニ於テ必ス傍聽ヲ許ス可シ

被告人當然自ラ或ハ代言人ヲ用ヒ防辨スルヲ得ヘシ

第五 何レノ人ト雖モ法律ニ從ヒ之ヲ裁判スヘキ裁判所ヲ除キ他ノ裁判所ヲシテ之ヲ裁判セシム可ラス

第六 凡ソ被告罪人法律ニ從ヒ有罪ノ言渡シヲ受クル迄ハ無罪ナリトス

第七 摠テノ裁判宣告ハ皇帝ノ名義ヲ以テ行フ可キトノ文式ヲ之レニ附ス可シ具文式ハ同國憲條目ニ於テ之ヲ定ム

第八 法律ニ從ヒ保證人ヲ立テ保證金ヲ出シ以テ保釋ヲ許ルサル可キ場合ニ於テハ刑事被告人當然之ヲ許ルサルヲ得可シ又人ハ捕縛セラレ拘留セラレシ時ヨリ法律ノ定メタル時間内ニ審訊ヲ受ケサルニ於テハ保釋ヲ請求スルヲ得ヘシ

第五十八條 第七ノ國憲條目ハ訴訟法並ニ治罪法ノ基ク可キ所ノ原則ヲ確定ス

第六篇 帝國ノ大官○官吏ノ事

第一章 帝國ノ大官

第五十一條 凡ソ帝國ノ大官ハ順ニ應シテ左ノ如シ

第一 帝國大政院

第二 元老院

第三 帝室

第四 立法官

第五 大審院

大官ノ設立其編制職掌事務章程ハ悉ク第四ノ國憲條目ニ於テ左ノ原則ニ從ヒ之ヲ定ム

第五十二條 帝國大政院ハ帝國統御ヲ總理スル者ナリ皇室之ニ上席ス若シ臨御ナキ時ハ太政大臣其代リトス

大政院ハ大臣及ヒ參議ヲ以テ編制ス其職掌ハ帝國統御ノ摠テノ事務ヲ抱合ス又本院ハ左ニ記シタル二箇ノ事務ヲ特任シタル者ナリ

第一 治國法公益法トノ區別ニ付テ生スル所ノ疑議ヲ裁斷スル事

第二 裁判官ト行政官トノ間權限抵觸ノ訟ヲ裁判スル事

皇帝ノ撰定シタル皇族兩人或ハ皇帝ノ撰定シタル者ナキ時ハ帝位ヲ嗣ク可キ順序ノ最近タル皇族兩人並ニ各々帝國大官ノ長ヲ以テ合集シテ大政院ヲ攝政ノ會議官ト爲ス

第五十三條 元老院ハ國憲ノ保存ヲ特任シタル者ニシテ皇帝ヨリ任スル所ノ議長一名副議長一名及ヒ議官數名ヲ以テ編制スル者ナリ議官ハ華族並ニ勅任中ヨリ撰擧スル者ナリ

元老院ノ重モナル職務ハ左ノ如シ

- 第一 國憲ノ違背ノ有無ニ付テ第九十三條及ヒ九十四條ニ從ヒ總テノ法律ノ草案ヲ検査スル事
- 第二 國憲ニ違背スル所ノ處分アルニ於テハ直ニ具狀シテ皇帝ニ奏聞スル事
- 第三 國民ノ乞願書ヲ受ケ其中採用スヘキ者ヲ大政院ニ送ル事
- 第四 第九十一條ニ從ヒ國憲ノ改正ニ參加スル事ニ付テノ職務

第五十四條 帝室ハ帝國統御ニ付テ皇帝ニ直接スルノ事務ヲ任セラル、者ナリ

帝室ハ皇帝ヨリ任スル所ノ帝室ノ長一名課長三名書記官數名ヲ以テ編制スル者ナリ
帝室ヲ分ケテ三課トス即チ左ノ如シ

一 國璽課

一 勳章事務課

一 經濟監察課

第五十五條 國璽課ノ重モナル職務ハ國璽ノ監守ト皇帝ノ調印ニ關スル事務ト勅命ノ傳達及ヒ皇帝ト大官トノ往復ノ事務等ナリ

勳章事務課ハ勳章ノ授與並ニ總テ皇帝ヨリ授與スル所ノ賞典等ニ關スル事務ヲ掌ル

經濟監察課ハ帝國ノ經濟ニ關スル總テノ事務ヲ監察シ其職掌事務章程ハ格別ノ法律ニ於テ定ムル者ナリ

第五十六條 立法官ハ立法ノ事務ヲ特任セラル、者ナリ其重モナル職務ハ左ノ如シ

第一 太政大臣ヨリ己レニ附スル所ノ總テノ治國法及ヒ布告ノ草案ヲ議定スル事

第二 公益法ニ付テ第二ノ國憲條目ヨリ國會ニ特任セサル所ノ總テ立法ノ事務

第三 其他國憲條目ヨリ己レニ特任スル所ノ總テノ事務

第五十七條 立法官ヲ分ケテ左ノ如ク六課トス

第一 內務課

第二 財務課

第三 文部教部兼外務課

第四 海陸軍課

第五 司法課

第六 工農商課

議官ハ其是レ迄勤メタル職務ニ應シ各課ニ配當ス可シ

第五十八條 立法官ニ於テ議事ノ方法ハニアリ所謂各課ノ會議ト總會議トノ議事ナリ

法律ノ草案ハ始メ其關スル所ノ課ニ於テ之ヲ協議シ然後同課ノ調書ニ基キ總會議ニ於テ之ヲ議定ス可シ
布告ノ草案ハ各課ノ會議ニ於テ之ヲ協議シ然後總會議ニ於テ之ヲ讀聞ス可シ總會議ハ起座ノ式ヲ行ヒ以テ之ヲ更ニ議定ス可キヤ否ヤヲ定メ更ニ議定ス可キト定ムル所ノ布告ノミヲ決議ニ付ス可シ

第五十九條 大審院ハ帝國ノ最上ノ裁判院ニシテ諸裁判所ヲシテ法律殊ニ裁判事務ニ關スル法律ニ服セシム可シ

大審院ハ諸裁判所ノ裁判宣告ニ對シ爲シタル上告ヲ審判ス其他ノ職務ハ第六ノ國憲條目ニ於テ之ヲ定ムルナリ

大審院ハ具狀シテ皇帝ニ奏聞シ行狀不正ト法學未熟トノ原由ヲ以テ諸裁判所ノ判事ノ免職ヲ請求スルノ特任アリ

大審院ノ判事ハ終身任セラル、者ニシテ裁判宣告ニ由ルニ非サレハ之ヲ免職スル能ハス

第二章 官吏ノ事

第六十條 何レノ官吏ト雖モ誓ヲ立シ上ニ非サレハ其職ニ着手スルヲ許サス其誓ハ左ノ如シ
臣ハ皇帝ニ忠義ヲ盡シ國憲ニ從フ可キヲ誓フ

大臣帝國大官ノ長及ヒ參議ハ皇帝ノ面前ニ誓ヲ爲ス可ク毎年元旦ノ禮式ニ更ニ之ヲ行フナリ

第六十一條 何レノ官職ト雖モ法律ニ於テ其之ヲ任セラル、ニ適スヘキ所ノ件ト又升等ニ適ス可キ件トヲ逐一定ムルナリ

格別ノ法律ハ文武官各々其位ニ應シ終身受ク可キ所ノ隱居料ノ高ヲ定ム

隱居料ハ滿二十五年奉職シタル文武官吏終身之ヲ受クルナリ然リト雖モ其任期二十五年未滿ニシテ十二年以上ナル者ハ其任期ノ半年數ノ間ニ之ヲ受クルナリ尙ホ奉職中羸弱宿病ニ罹リタル者並ニ勤務中落命シタル官吏ノ遺婦及ヒ遺孤ノ受クヘキ扶助金ノ爲メニハ格別ノ規則ニ從フ可シ

第六十二條 凡ソ官吏其見任ノ院省局ヨリ他ノ院省局ニ轉移スルハ非常ノ原由アルニ非レハ之ヲ許ス可カラズ又勅奏任ノ爲メニハ太政大臣ノミ之ヲ許スヲ得ヘシ

第七篇 議會ノ事

第六十三條 議會ノ編制其設立事務章程並ニ議會ノ召集會席ノ期限時間等ニ關スル規則ハ第三ノ國憲條目ニ於テ左ノ原則ニ從ヒ之ヲ定ム

第六十四條 凡ソ被治者ヨリ直ニ出ル議會二個ノミアリ即チ左ノ如シ

府縣ノ爲メ府會及ヒ縣會但シ府知事及ヒ縣令之レニ上席ス

小區ノ爲メ區會但シ戶長之ニ上席ス

東京ニ集リ國會ト名クル所ノ議會ハ府會縣會ノ名代ヲ以テ編制スル者ナリ其名代ハ府會縣會ノ議員ヨリ同國憲條目ノ定メタル法式ニ從ヒ儕輩中ヨリ撰舉シタル者ニシテ其數ハ各府縣ノ民數ニ應シ定ムル者ナリ國會ノ議長ハ皇帝ヨリ任スル者ニシテ初メノ集會ニ於テ投票ノ式ヲ用ヒ作リタル所ノ五人ノ名代ノ名簿中ヨリ撰舉スル者ナリ

第六十五條 凡ソ國ノ漸次開進シテ他ノ人撰ノ方法ヲ用フルヲ得ヘキ迄ハ府會縣會區會ノ議員ハ該府縣小區ニ住居シ滿三十歳以上ノ貴重ノ人民ヲ以テ之ヲ編制スヘシ同國憲條目ニ於テ其撰舉ノ假規則ヲ定ム可シ

第六十六條 區會ノ職務ハ左ノ如シ

第一 第五ノ國憲條目ヨリ己レニ特任シタル所ノ行政ノ事務

第二 戶長ヨリ己レニ附セル所ノ地方便宜上ノ問題ニ付テノ決議

第三 地方便宜ニ關スル事件ニ付テ乞願ヲ述ヘ具狀書ノ形式ヲ用ヒ戶長ヲ經テ之ヲ府知事或ハ縣令ニ出ス事

第六十七條 府會及ヒ縣會ノ職務ハ左ノ如シ

第一 第五ノ國憲條目ヨリ己レニ特任シタル所ノ行政ノ事務

第二 府知事或ハ縣令ヨリ己レニ附セル所ノ地方便宜上ノ問題ニ付テ決議ヲ爲ス事

第三 地方便宜ニ關スル事件ニ付テ乞願ヲ述ヘ具狀書ノ形式ヲ用ヒ府知事或ハ縣令ヲ經テ之ヲ内務卿ニ出ス事

第六十八條 國會ノ職務ハ左ノ如シ

第一 第二ノ國憲條目ヨリ己レニ特任シタル所ノ立法ノ事務

第二 第五ノ國憲條目ヨリ己レニ持任シタル所ノ行政ノ事務

第三 帝國大政院ヨリ己レニ附セル所ノ問題ニ付テ決議

第四 全國ノ便益ニ關スル要件ニ付テ乞願ヲ述ヘ具狀書ノ形式ヲ用ヒ己レノ議長ト太政大臣トヲ經テ之ヲ皇帝ニ奏聞スル事

第六十九條 凡ソ議會ハ何レノ事ヲ口實ト爲シ其職掌ノ際限ヲ越ユ可カラス

議會ハ政治上ニ關涉スル議事ヲ爲スコカラス又法律ニ從ヒ召會スルニ非サレハ議會集ル可カラス
國憲綱領ヲ議スル議會アレハ直ニ之ヲ解散シ其論ヲ發シ或ハ之ニ參加セシ議員ニ對シ法律ニ從ヒ之ヲ裁判所ニ訴フ可シ

第八篇 帝國經濟ノ事

第一章 租稅ノ事

第七十條 凡ソ租稅ハ全國ノ公益ノ爲メ設クル者ナレハ國民各々其貧富ニ應シ之ヲ收ム可キ事トス

租稅ノ區分其賦科其收納ノ規則ハ悉ク第七ノ國憲條目ニ於テ左ノ原則ニ從ヒ之ヲ定ム

第七十一條 何レノ稅ト雖モ公益法ヲ以テ爲スニ非レハ之ヲ設ク可カラス

租稅ヲ分テ國稅ト地方稅トス
國稅ノ全高ヲ府縣ニ配賦スル爲メニハ公益法ノ體裁ヲ用ヒ第七ノ國憲條目ノ定メタル規則ニ從フ可シ
各府縣ヨリ收ム可キ所ノ國稅高ヲ該府縣ノ小區ニ配賦スル爲メ並ニ各小區ヨリ收ム可キ所ノ國稅高ヲ該小區ノ住民ニ配賦スル爲メノ規則モ亦第七ノ國憲條目ニ於テ之ヲ定ム

第七十二條 凡ソ地稅ニ付テ何等ノ改正ヲ爲スコキ毎ニ新法ノ班布ノ日ヨリ二年若シクハ三年ノ間執行フヘキ假ノ規則ヲ設ク可ク以テ農民ヲシテ難澁ヲ遁レシム可シ

第七十三條 凡ソ各府縣ノ人民ヨリ己レノ稅部ヲ減少シ或ハ一時收稅ヲ免カル可キカ爲メ爲ス所ノ願ヒノ取捨ハ府縣ノ議會ノ議事ニ之ヲ附スヘシ然リト雖モ其權ノ際限ハ第五ノ國憲條目ニ於テ之ヲ定ム

第七十四條 直稅即チ人民ニ付テ直ニ徵スル所ノ稅ハ年々其高ヲ定ム然リト雖モ地稅ハ格別トス

不直稅即チ國民ニ付テ直ニ徵セスシテ物品ニ付テ徵スル所ノ稅ハ數年ノ爲メ之ヲ定ムルヲ得可シ

第七十五條 市街出入稅並ニ其他ノ地方稅ノ設立徵收ニ關スル所ノ規則ハ第五ノ國憲條目ニ於テ左ノ原則ニ從ヒ之ヲ定ム

如何ナル地方稅ト雖モ地方議會ノ決議ヲ爲シタル上ニ非レハ之ヲ設ク可カラス然モ地方稅ノ中第五ノ國憲條目ニ於テ必要入費ト定メタル所ノモノハ必ス議會ニ於テ之ヲ許諾シ其供用ノ方法ヲ定メサルヲ得ス

第二章 經濟ノ掌管ノ事

第七十六條 大藏卿ハ帝國ノ經濟ノ事務ヲ總理スル者ナリ

經濟監察ノ事務ハ帝室ノ經濟監察課之ヲ掌ル

帝國經濟ノ總理其掌管其監察事務ノ重モナル規則ハ悉ク第七ノ國憲條目ニ於テ左ノ原則ニ從ヒ之ヲ定ム

第七十七條 經濟ノ事務ノ管轄ヲ分テ二箇トス所謂本官ト出張官等ナリ本官ハ大藏省ニ在リ出張官ハ各府廳縣廳ニ設ケ經濟ノ事務ヲ專任スル所ノ局並ニ其他大藏省ヨリ國內ニ出張セシムル所ノ官吏ナリ

各府廳縣廳ノ財務局ハ府知事縣令ノ検査ヲ受ケ該府縣ニ關スル經濟ノ事務ヲ掌リ直ニ大藏省ト往復スル事ナリ

第七十八條 大藏卿ハ國幣ノ金銀運用ヲ命シ總テノ勘定書ヲ集メ帝國ノ歲出入ノ豫算表ヲ作り豫算表ノ定額金ヲ法律ニ從ヒ各卿ノ入用ニ備ヘ貨幣ノ鑄造ヲ總理シ公領財産ヲ掌管シ前ノ會計年度ノ精算書ヲ作ル事ナリ又大藏卿ハ國債ノ掌管ト紙幣ノ發行ト家祿賞典祿ト官吏ノ隱居料等ニ關スル法律ノ施行ヲ特任セラル、ナリ

第七十九條 公領財産ハ人民又ハ府縣區村公會社寺等ノ法律ニ從ヒ私有スル所ノ財産ヲ除キ其他總テ國內ノ財産ヲ抱合スルヲトス

公領財産ヲ分テ二箇トス

一 共用財産

一 公有財産

共用財産ハ海陸路、博物館、官廳、公園等ノ如ク當時共用ニ備フル所ノ財産トス

公有財産ハ當時共用ニ備ヘサル所ノ公領財産ヲ云フ

第八十條 公領財産ハ共用ニ備フルノ間ニ之ヲ賣買シ讓渡ス能ハス其共用ヲ止メ公有財産ニ更ニ列スル時ハ他ノ公有財産ト同様之ヲ賣買シ讓渡スヲ得ヘシ

公有財産ヲ賣買シ讓渡ス事ハ公益法ヲ以テノミ之ヲ爲ス可シ又公有財産ヲ共用ニ備ヘ或ハ共用財産ヲ更ニ公有財産ニ歸列セシムル爲メ公益法ヲ要スルヲトス

第八十一條 計帳式ハ全國ノ會計ト縣府小區公舍等ノ會計ノ爲メ一ニシテ異ナル可カラズ格別ノ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第八十二條 凡ソ國ノ名義ヲ以テ爲ス所ノ借金ノ爲メニハ公益法ヲ要ス又府縣小區ヨリ爲ス所ノ借金ノ爲メニハ公

益法ノ許可ヲ要ス

第八十三條 官府ニ對シテノ債主ノ權ハ五年續テ之ヲ行ハサレハ期滿得免ニ由リ消シタル者トス

官府ハ租稅ノ收納ニ付テ之ヲ收ム可キ國民ノ財産ニ付テ質入ノ特權ヲ有ス又國幣ノ多少ヲ預カル者官吏タルタラサルヲ問ハス官府其金銀ノ返納ノ爲メ其者ノ財産ニ付テ質入ノ特權ヲ有ス

第三章 帝國歲出入表

第八十四條 帝國ノ歲出入ハ毎年公益法ヲ以テ之ヲ定ム帝國歲出入表ヲ分テ二表トス所謂歲出入豫算表及歲出入精算書ナリ

歲出入豫算表ハ翌年ノ歲出入ヲ豫算スル者ナリ

歲出入精算書ハ前ノ會計年度ノ歲出入ノ決算ヲ表ハス者ナリ帝國ノ歲出入表ノ成備ト施行トノ規則ハ普ク第七ノ國憲條目ニ於テ左ノ原則ニ從テ之ヲ定ム

第八十五條 歲入ノ高ハ必ス歲出ノ高ニ依ル可キヲトス

公費ヲ分テ必要公費ト隨意公費トス必要公費ハ國債ノ支消國政ノ取扱ニ要スル所ノ公費ノ如クニシテ必ス供用スヘキ者トス第七國憲條目ニ於テ其區分ニ付テ規則ヲ定ム

第八十六條 帝國ノ歲出ニ供用スル爲メ定額金ヲ以テス

何レノ定額金ト雖モ公益法ヲ以テ之ヲ定ム各省官局ニ配布シタル所ノ定額金ノ高ヲ其官長ニ渡スルニ付テノ規則ハ同國憲條目ニ於テ之ヲ定ム

定額金ハ事務ノ各類ニ配當シタルカ故ニ布(以下脱)官何レモ之ヲ起草スルヲ得ヘシ

國憲條目ノ改正ノ草案順ニ國會立法官大政院ノ決議ニ附シ投票ノ總數ノ過半ヲ以テ之ヲ許可スルニ於テハ之ヲ採用スルヲ得ヘシ然リト雖凡國憲違背ノ有無ニ付テ元老院ノ検査並ニ皇帝ノ許可ノ爲メニハ平常ノ規則ニ從フ可シ

第二章 國憲ノ保證

第九十三條 凡ソ元老院ハ國憲ノ保存ヲ特任セラル、モノナルカ故ニ何レノ法律ノ草案ト雖凡國憲違背ノ有無ニ付テ元老院ノ検査ヲ受ケタル上ニ非サレハ皇帝ノ許可ヲ仰ク可カラス

又國憲ニ背ク所ノ何レノ處分ナリ凡元老院具狀書ヲ用ヒ之ヲ皇帝ニ奏聞ス可シ

第九十四條 凡ソ元老院ハ第九十一條ニ國憲綱領ノ改正ノ爲メ記シタル場合ヲ除クノ外法律ノ草案ノ件トヲ議スルノ權ナク又之ヲ改正スルノ權ナシ唯其草案ノ件ト國憲ニ背クヤ否ヲ吟味スルノミ

若シ草案ニ於テ國憲ニ背ク者無キ時ハ元老院ノ議長草案ノ文尾ニ左ノ文式ヲ記シタル後之ニ押印ス可シ
(元老院此ノ如クノ法律ノ草案ヲ檢視セリ)

若シ草案ニ於テ國憲ニ背ク箇條アル時ハ元老院ノ議長草案ノ文尾ニ左ノ文式ヲ記スヘシ

(某條ハ國憲綱領ノ某條或ハ何國憲條目ノ何條ニ背クヤト認ムルカ故ニ元老院ハ謹テ皇帝ノ判斷ヲ請フ)
然ル後議長之ニ押印ス

第九十五條 凡ソ國憲ニ對シ公ニ毀罵ノ說ヲ爲シ或ハ公賣スル所ノ書籍新聞紙ニ毀罵ノ文ヲ記スル者アレハ直ニ之ヲ捕縛シ法律ニ從ヒ之ヲ裁判所ニ訴フ可シ若シ有罪ノ事ヲ証明シタル時ハ本人二箇月ヨリ少カラス二年ヨリ多カラサルノ禁獄ヲ受ク可シ本人官吏ナレハ其職ヲ褫ヒ前文ノ刑ノ最重キ者ヲ之ニ該用ス可シ

第三章 雜則

第九十六條 國民身位ニ付テノ國憲條目ハ人民ノ出產養子婚姻離縁死去家督相續ノ事ヲ証明シ記錄スル所ノ法式ヲ定ム可シ又同國憲條目ニ於テ戶籍法ノ改正ノ原則ヲ定ム

第九十七條 凡ソ職務上ニ由リ爲シタル所業ニ付テ官吏ヲ裁判所ニ訴フルハ政府ノ免許ヲ得ルニ非サレハ之ヲ爲ス可カラス

官民ノ間ハ訴訟ノ手續其裁判ノ規則並ニ官吏ヲ裁判所ニ訴フルノ官許ヲ求ル爲メノ手續ハ格別ノ法律ヲ以テ之ヲ定ム可シ

第九十八條 勳章ノ設立ノ規則ハ格別ノ法律ヲ以テ之ヲ定ム可シ其法律ハ左ノ件トヲ確定ス可シ

第一 勳章ヲ人ニ授與シ勳等ノ進級ニ付テ皇帝ニ奏狀ヲ爲ス可キ所ノ委員ノ編制

第二 勳章ヲ受ルニ適ス可キ件ト並ニ進級ノ規則

第三 各勳等ニ屬スル所ノ權利及ヒ義務

第四 章牌ノ形其附帶ノ式並ニ勳章ヲ授與スル事ニ付テノ式

第五 勳章ノ費用ニ供ス可キ爲メノ祿高

第九十九條 公禮式法ヲ設ケ皇帝皇后皇族大臣海陸軍將官等ノ爲メ海陸軍及ヒ地方官ヨリ行フ可キ公禮式ヲ定ム可シ

其法律ニ於テ公禮式ノ時ニ帝國ノ大官ト院省官局ノ席順並ニ官吏ノ席順ヲ定ム可シ

第一百條 國憲綱領及ヒ國憲條目ハ共ニ之ヲ班布ス可シ

五 目安箱に投入されたる二三の建白書

明治政府は元年二月十四日に太政官布告第六六號を以つて京都市中に對し左の如き令を發した。
即ち

令般 御太政一新ニ付テハ下々之情實巨細ニ被 聞食度候條氣ツキ筋有之者ハ不憚忌諱書面ニシクメ姓名ヲシ
ルシ此箱へ入置ヘキ者也

右の布告は府廳門前、三條大橋西詰並に堀川の三箇所に建置された目安箱の側に高札の形式を採つて揭示せられたものと想像される。①

抑々目安箱の制は我國に於ては徳川吉宗に依りて享保六年閏七月二十五日に評定所門前腰掛に出されたもので、同年の翌八月より毎月二日、十一日、二十一日の三回を限りて郵便を評定所門前に置く事とし、八月朔日に初めて之れを實行せしに始まる。吉宗が斯の如き目安箱を評定所門前に出せし意圖は公正なる裁判を行ひ、民に冤枉ある事を極力避くる目的で實行されたものであつた。②かゝる裁判の公平を期する目的を以つて行はれし種類の目安箱を明治以後に於て設置されたのであらう。例へば明治三年閏十月に彈正臺が「無實ノ罪ヲ蒙リ或ハ道ナラヌ捌キニアヒ告ルトコロ無

キモノハ自ラ來リテ訴ヘシ親シク情實聞届ヘキタメ是マテノ目安箱廢止スルモノ也」(第七百九十九號)と布告してゐる文章より之れを推察すれば、目安箱が「無實ノ罪ヲ蒙リ或ハ道ナラヌ捌キニアヒ」たる者を救済する目的に利用されてゐた場合があつた事を想像せしむるものがある。併し明治初頭に於て(元年二月二十四日)京都市中に廣く布告を發して市内三箇所に目安箱を建置した其の直接の重要な理由は「下々之情實巨細ニ被 聞食度候」事にあつた事は明白なる事であらう。換言すれば民の聲を聞き、て以つて民心の歸趨を知り、而して爾後の新政府の行政方針の参考とすると共に、鬱積する民の不平不満をかゝる方法に依つて發散せしめんとしたものであつたものであらう。既に人の知る如く、明治政府が國家統治の大方針として五箇條の御誓文の形式を採つて中外に聲明した國是の内の一つには「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス」の一項あり、更にかゝる國是一定以前に於ても亦、同様なる趣旨の政策を繰り返へし採つてゐた所である。即ち慶應三年十月十四日に將軍慶喜が大政の奉還を爲すや、明治政府は直ちに

一 舊弊御一洗ニ付言語之道被洞開候間、見込有之向者不拘貴賤、無忌憚可致獻言、且人材登庸第一之御急務ニ候故、心當之仁有之候ハ、早々可有言上ニ事、中略

一 近年物價格別騰貴如何トモスヘカラサル勢富者ハ益富ヲ累ネ貧者ハ益窘急ニ至リ候趣畢竟政令不正ヨリ所致、民ハ王者之大寶、百事御一新之折柄、旁被惱震哀候、智謀遠識救弊之策有之候者無誰彼可申出候事

五 目安箱に投入されたる二三の建白書

右の布告の趣旨は自己の姓名を記載せずして、太政官日誌に使用されある文字の誤謬を指摘し、其の誤謬の理由を詳細に述べて目安箱に投入したる者があつた事を示してゐるが、政府は率直に自己の誤謬を認むると共に、其の建言者を採用す可き旨を以つてして、爾後建言書には姓名を明記す可き事の注意を喚起して、右の布告を發したものである。其後、目安箱は東海道、中仙道等の交通上の要衝をなす各宿驛にも建置されるに到つてゐる。即ち二年二月二十日驛遞局よりの達(第百八)に、(十號)今般東海中仙兩道共每驛目安箱設置別紙定書ノ通り宿助郷ノ庶民ニ無憚處建言爲致度伺濟相成候ニ付沿道藩々へハ已ニ達置候間貴縣支配所ノ内宿々モ別紙雛形ノ如ク結構被致置度鎖ハ後日御廻可申入候但鍵ハ當司ニ預リ置判事並附屬等通行之節貴縣有司ト立會ニテ開誠可致候依テ此段申入候

とある如く、東海道、中仙道の我國の交通上の幹線の各宿驛に先づ目安箱を建置し同時に其の目安箱の側に左記の如き高札を建て庶民の建言を受理する事にしたのである。即ち

定

郷ニアツカリ候儀ハヨキアシキニカキラス心付候事無遠慮相認此目安へ可差入モノ也

而も、各宿場々々に建置されし目安箱が如何なる形式をしてゐたかは法令全書には「雛形繪圖略之」として之れを略してゐるに依り其の形式を推知する事が困難であるけれ共、或ひは京都や東京に於て設置された目安箱の形式と略同様であつたであらうと推察して差支へないであらう。斯の如く漸次各府縣廳舎の所在地並に主要交通路上の宿驛等に、目安箱が相次いで建置されるに到つたのであ

るが庶民は此の目安箱の制度を政府の意圖し、要求せる其の目的に合致する様に利用せず、上述せる如く人を論難誹謗して一己の利益を計らんとするが如き事柄に利用し、往々弊害が多く此れに伴つて發生するに到つたのである。

此處に於て政府は遂に二年七月二十七日に及んで、太政官達を以つて(第百七十七號)

目安箱之儀ハ下情ヲ可被通タメ御役ニ相成候處近來私之怨ヲ以人ヲ譏リ又ハ自分重罪ヲ犯シナカラ却テ無失ヲ申立又ハ上ノ御益筋ヲ名トシテ一巳ノ利ヲ營ムノ類往々不少實ニ不埒之事ニ候就而ハ自今何事ニヨラス實意ヲ以テ申出候儀ハ居所姓名相認メ印形ヲ押シ可申其儀無之モノハ封之儘燒捨ヘキモノ也

と發布するに到つたのであつた。右の文意より既に目安箱が下意上達の機關、即ち「下情ヲ可被通タメ御役ニ相成」機關と化してゐる事實を示すと共に且又、人を誣告する等一個人の不正なる私益擁護の爲めに目安箱が利用せられてゐた事、並びに相變らず無姓名の投書が相當に存在したと想像し得られ、目安箱自體が次第に目安箱建置の趣旨に合致せず本來の所期せる目的に遠ざかるに到つてゐる事を示してゐる。既に廟堂に於ては大久保利通の様に待詔院存置に對してすら反對意見を有する者もあつた程であつて建白受理機關の運用に對しては、多分に悲觀的な見解を有する者が頗る多くあつたのであつたが、遂に三年九月晦日に民部省は管轄藩縣に對し(第百四十五號)左の如く達し、先づ東海中仙兩道の宿驛に於ける目安箱を廢する事となつた。即ち

五 目安箱に投入されたる二三の建白書

二一九

去巳年其管内驛々へ取建候目安箱之儀向後相廢シ木材拂下申付候間入札ヲ以拂下代料相納可申事
但代料納方之儀幸便ヲ以當省へ可相届事

此れである。政府部内に於ても司法少判事北島治房の如きは建言書を提出して府縣に於ける目安箱の廢止を論じてゐる④。かくて六年六月十日に至り太政官布告第百九十九號を以つて目安箱は遂に終局的に廢止せられる事となつた。

府縣ニ於テ是迄目安箱設置候處自今相廢候條此旨相達候事

但建言上書等集議院並ニ各地方廳へ直ニ可差出候事

右の布告に依りて目安箱建置の制は此處に廢止されたが故に、目安箱が建置されし時期は僅かに明治二年二月二十四日より同六年六月十日に到る僅々六箇年に満たざる間であつた事となるのである。併し乍ら僅かに六箇年に満たざる間のみ存在した目安箱の制も、幕末より明治初期に亙る政治思想に想到する時に、泡沫の如く消え去つた、此の一目安箱の制ではあるが、輕々に看過する事が出来ない深い意味を有するものとなるであらう。何となれば、新政府は、民衆の輿論を無視する事が出来ない所の運命を荷負して樹立されたのであつた。舊政權を打倒して樹立された政治機構は少なくとも民衆の人心を己れより離反せしめず、否形式的には新政府を民意の上に建設せねばならなかつた。舊政權が崩壞した理由の一として數へ得るものは、專制的な民意無視の上に政權が樹立され

てゐた事にあつたものであつて、此れに代つて樹立された新政府は其の主標を政治の一般階級への開放、少なくとも民と共に國家の行政を議する事に置いたのである。此處に潑刺たる新政綱が必然的に湧然として進り出で、遂に舊政權は泡沫の様に跡形もなく崩壞したのである。故に新政府が先づ計劃した對民衆政策の一は如何にして民の聲に接し得るかにある。如何にして人心を倦まざらしめんやうにするかにある。此處に始めて目安箱の制を想起し、新政府の樹立せられるや否や、目安箱が建置される事となつたものであつて、目安箱建置の頭初は單なる下意上達以上の役割を有してゐたものであらうと思ふ。

斯く考察する時、目安箱は明治政府の樹立當初に於ける政綱の一端を具體的に示すものとして重要な意義を持つて來る事ともならう。而して又、目安箱が廢止されし事は新政府の方針が漸く有司專制的な色彩を帯ぶるに到る過渡期を示すものとなるのである。抑々明治初頭、新政府が京都市中に發布した布令書を見ても屢々「衆庶と公議を盡し」の文言を使用してゐるのを見る。例へば慶應四年辰七月の布令書第一に「自今以後當府有司之者府下之衆庶と公議を盡し舊弊を除き永世不朽の良法を建」とあり、又「自今以後府下の衆庶と公議を盡し弊事を捨善制を取り」ともある。斯の如きは新政府が民意を尊重せる事を如何に具體的に表現せんかと腐心してゐたかを示すものであらうと思ふ。

扱て然らば右の如き沿革を有する目安箱に投入されたる建言書には實際上、如何なるものが存在したか。現存する實物に依つて其内容を少しく検討して見やうと思ふ。尤も此處に其れを検討する資料として使用する建言書の實物は、大體三年、五年、六年の數十通であり其の寫しとしては二年のも數十通を存するに過ぎないし、又地域的に云つても全部京都に建置されし目安箱に投入せられしものである事を一應断らねばならない。

先づ『奉職紳記』なる日記體の一寫本を見るに、此の『奉職紳記』には二年五月十三日以降同年七月九日迄の間に、菅卓馬と推察される者が目安箱に關する事務を管掌し、目安箱に投入されたる建言書の數並に其の重なるものの内容を摘記せるものであるが、此の『奉職紳記』に記載せられし目安箱投入の建言書は、大體左の如き數に上つてゐるのを見る。

| 時 日 | 總 數 | 建 言 書 ノ 内 容 ヲ 奉 職 紳 記 ニ 記 載 セ ル モ ノ | 處 置 |
|---------------|----------|-------------------------------------|--------------------------|
| 明治二年 五月十三日 | 七 | 府門 一 三條 五 堀川 一 | 京都府へ廻ス 四 留置 一 不明 二 |
| 五月十四日 | 檢函 閱訴 | | |

| 五月十九日 | 五月二十四日 | 五月二十九日 | 六月四日 | 六月十日 |
|-------------------------------|----------------------|---|--|----------------------|
| 二二 | 一九 | 如檢函 例閱訴 | 二一 | 二九 |
| 府門 〇 三條 九 堀川 三 | 府門 〇 三條 六 堀川 三 | 府門 〇 三條 二 堀川 五 | 府門 〇 三條 九 堀川 〇 | 府門 〇 三條 七 堀川 〇 |
| 辦事へ渡 四 刑法官へ渡 一 京都府へ廻ス 七 | 取締 一 京都府へ廻ス 八 | 辦事へ渡 二 刑法官へ渡 五 京都府へ廻ス 四 東京へ持下ル 一 留置 五 | 京都府へ廻ス 六 留置 三 刑法官へ渡 三 大阪府へ渡 一 京都府へ廻ス 一 留置 一 不明 一 | |

| | | | | | |
|--------|-----------|----------------|-------------|---|--------------------------------------|
| 六月十四日 | ナ記載 | 府門 三條 堀川 | 五 〇 四 | 京都府へ廻ス 留置 | 六 三 |
| 六月二十日 | 二二 | 府門 三條 堀川 | 一 八 六 | 笠松縣取調 東京民政部取調 東京府取調ノ上 刑法官指令ノ事 刑法官へ渡 大阪府へ渡 京都府へ廻ス 留置、後日待詔 局へ渡 東京府寺院係へ | 一 一 一 一 三 一 三 一 |
| 六月二十四日 | 二二東 三一 | 府門 三條 堀川 | 〇 九 二 | 刑法官へ渡 軍務官へ渡 會計官へ渡 東京へ 京都府へ廻ス 兵庫縣へ渡 彦根藩公用人 不明 | 三 一 二 二 二 一 一 |
| 六月二十九日 | 二二 | 府門 三條 堀川 | 〇 〇 七 | 不明 | 七 |

| | | | | | |
|------|----------|----------------|--------------|---|----------------------------|
| 七月三日 | 一八 | 府門 三條 堀川 | 〇 九 二 | 會計官へ渡 刑法官へ渡 笠松縣へ渡 京都府へ廻ス 留置 不明 | 二 一 一 五 三 二 |
| 七月九日 | 檢函 閱訴 | 府門 三條 堀川 | 〇 一二 〇 | 奈良府へ渡 不明 | 一 二 |

右の圖示より推知し得る事實は、先づ目安箱が大體に於て五日乃至七日毎に開函された事、並に一回に就き少なき場合は七通多き時は三十一通の建白書が投入されてゐた事である。而も投入されし建白書の内で特に處置する必要ありと認められるものは直ちに適當なる處置が行はれてゐる事も亦右の寫本記載面より之れを窺知し得る所であらう。例へば五月十九日の函訴檢閱に際しては總數二十二通の建白書が投入されてあつたが、其の内十二通が夫と適當に各事項の管轄官廳へ廻送されてゐるが如きは此の一例であつて、總て斯の如き處置が一樣に採られてゐるのを見る。今、假りに稍と時代は後となるが、明治五年十一月十八日に目安箱に投入されたる實物を點檢するに、十一月十八日には五通の建白書が目安箱に投入されたのであつたが、其の五通は堅約三十六糶、横十二・五糶

の半紙製の袋に入れられ、其の表に「壬申十一月十八日、函訴五通、監察」と墨書され、壬申十一月十八日の左横に「谷」なる印文を有する圓形直徑一・五糎の朱印を捺し、監察の下には圓形直徑一・五糎の印文「清水亨」なる朱印を捺してある。而して内容を見るに、表に五通とあれ共、實は四通を綴り「四通共無名且愚論ニ付不及取揚候也」と墨書され上記の「谷」印及び更に圓形直徑一・五糎の印文「木村文」なる朱印を捺してあるを見る。此の袋は上部を五糎か六糎程、後方へ折り曲げて紙燃にて袋の口を閉ぢたるもの如くである。扱て、右の「谷」は京都府權參事谷口起孝であり、「清水亨」は京都府監察掛少監察清水亨、「木村文」は京都府八等出仕兼一等警部木村文卿であらう。而して此の袋の中に入れられたる四通の内容は左の如きものよりなつてある。

口 上

一 地券ヲ認ゆ者ハ作」事の手傳よりもおとる」ちん錢と申すうわさ」なり尤御あへれみ」被成度候

十一月

有 志

上

右は豎十五・五糎、横十九糎の半紙片に稚筆を以て墨書されてあるが、「口上」と書かれてある上方に朱書を以て「御門前」と記されてある點より推察すれば本書は京都府廳門前の目安箱に投入されしものであらう。抑々地券の發行は明治四年十二月二十七日に太政官布告を以て初めて發布され

しものであつて、其の目的とする所は地租の確定にあつた。政府は先づ人民に土地私有の權利を保障證明する一方、政府の財源の確實なる客體として土地に着眼し、地價の確定を地券に依つて行ひ、地券面記載の面積、地價に基きて地租を定むる事としたのである。最初は五年正月に東京、ついで京都、大阪等の無稅都會地に實施した。併し乍ら地券の發行せらるゝや人心の動搖は揣摩臆測を加へて相當激烈となり、五年二月二十四日に全國に地券制度を擴張するや岩手縣、名東縣等に於ては政府の趣旨を曲解せる農民の暴動をさへ勃發せしめたのである。⑥ けれ共、大藏省は五年七月に全國民に地券制を擴張斷行する事を決意し、十月に到りて遂に業を終了した。右の哀訴狀の意味は地代は地券面の地價を標準として其の一定率を以て徵收する事になる云ふ風聞が傳はつたので、それに依りて、一部地主が作業の手間賃より劣る地代しか徵收出來ぬ不利益を訴へ出たものであらう。

第二は

乍恐奉願上候

下京六番組^④
西石四條上ル近江屋宮川松兵衛事」此者妾目掛拵屋敷等所持」致候而金十兩也廿兩之金子を」返シ不申此度名目御取調ニ付」銀主參り候時日延を頼候而此」節ニ至リ候而者一向ニ取あへ不仕」此様成人物御取調金を」返シ候様奉願上度候

明治五申十月廿日

御 吟 味 願

五 目安箱に投入されたる二三の建白書

京都府

長谷信篤様

長谷信篤は申す迄もなく京都府知事であつて右は「三條」と朱書されてゐるから、三條大橋の目安箱に投入されたものである事は明らかであり、豎一九・五糎、横二七糎の半紙片に墨書されてゐる。第三號は(豎三四糎、横三四糎)

今般更ニ洋曆御採用ニ付當十二月三日」則元旦ニ相當リ且諸勘定取引當月晦日」可相成又者十二月晦日ニ可相成杯區々之風説」仕候ニ付若御確定之御儀ニ御座候得者右何レ」之取引可相成至急御布告被在爲度若シ」其際ニ相成御布告相出候時ハ中ニハ差」結難澁仕候者も可有御坐奉存候付何卒」此段至急御布告被爲在候様奉願候也
壬申十一月十五日

右は三條大橋の目安箱に投入されしものである。第四號は表紙共半紙四枚に書かれて袋綴に綴ぢられてゐる。其の内の一枚は表紙で、表紙には中央一行に「奉 私願」と書かれてゐて、京都府廳門前の目安に投入されしものである。内容は

奉 報 恩

一皇國御一新之折柄無忽體モ我等共モ」日本ニ住宅致日々ニ其家業を相守リ」子孫長久相樂ム事厚ク奉喜悅候」然ル處先平民之者ハ實ニ國恩ヲ相心得」因茲我等愚考ながらツタノ存ル所ニ」日本之御地ニ住居致度者ハ先一家之主人」タル者ハ家屋舖壹ヶ所土藏壹ヶ所右之通」所持致候者ハ一家之主人と唱申也」此落地之國恩ハ

報ズルト申時ハ我カ所持」する所之土藏ニ付壹ヶ所所有之候者ハ」御冥加として報恩致爲ニ土藏一ヶ所」ニ付永百文宛一ヶ月ニ御上納可致候様」尤貳ヶ所之土藏所持致候者ハ其割ヲ持テ」御冥加御上納致候様御規則相立候ハ、」難有仕合ニ奉存候是又」日本之御冥加ト存ジ國土を報恩」のため也
右之通以私願奉願上候何卒」御聞濟之程偏ニ奉願上候早々以上
壬申十一月

歌

日之本に生れ來る連國恩を」知らね人こそ不便なりけり

私 願

京都府 御 中

以上が五年十一月十八日の日附を有する「函訴五通」とある袋物の内に残存する四通全部の内容である。更に明治六年二月十三日の「函訴三通」とある袋物を見るに(袋の大きさは五年十一月、表に「横村」「國重」「北澤」の圓形直徑何れも一・五糎の朱印を捺する。「横村」は京都府權知事横村正直、「國重」は同參事國重正文、「北澤」は少屬北澤正教であらう。而して内容の三通の内先づ其の一は半葉八行の半紙版野紙に書かれてゐる。即ち

乍恐奉言上候

一今般御改曆ニ相成シハ乍恐愚昧ノ惑ヲ免レ」日ノ吉凶ヲ不言方位ノ善惡ヲ不論維文明」開化之第一ニ奉存候然

五 目安箱に投入されたる二三の建白書

ル處海邊ノ愚民未^レ文晴ナル者潮ノ満干ヲ從前ノ大陰曆ヲ以テ一心得居處大陽曆ニテハ満干ヲ難心得民モ一有之哉ニ傳宣仕シ故大陽略曆ハ満月ノ日ヲ書加ヘ賜ラベ此等ノ愚民大ニ可悦カト奉存候^レ御趣意之次第ハ不奉存候共海邊人ヨリ承候^レ問前後ヲ不憚奉言上候以上

明治六年二月

菊 堂 孝 譽

京都府御知事 長谷信篤殿

右の外の二通は誤字極めて多く、建白を提出せし意圖も亦不明であつて全然意味の通せざるものがある。一通、戸長の非行を告訴せしものが一通である。⑦以上の數通の比較的全形狀を殘存する建白書の内には眞面目に所定の如く姓名を明記し捺印して目安箱に投入せしものもあるが、多く無記名であり、個人の誹謗に互るものも亦少なしとしない状態であつた。内容より此れを見るも洋曆即ち太陽曆採用に關聯を有する建白(改曆の詔は五年十一月九日に出された。而して同年十一月九日改曆の詔書並に太陽曆を頒布する所があつた。地方官廳に於ても福澤諭吉の「改曆」を刊し此れを管内に頒布せるものもあり、洋曆採用の趣旨に力めてゐる。)が一通出でゐる。

扱て更に進んで上述した『奉職紳記』に記載せらるゝ建白書の内容を少しく詳細に検討して見度と思ふ。『奉職紳記』は既述の様に二年五月十三日以降同年七月九日に互る間の目安箱に關聯ある記事を日記體に記載し、特に重要なものゝ内容を寫せるものである。

右の期間中、『奉職紳記』の筆者が特に重要なものとして其の内容を寫せる建白書は全部で百二十九通に及んでゐる。而して其の内容を分類すれば左の如くならう。併し申す迄もなく相變らず

無記名のものが頗る多く、百二十九通中の内の約半分即ち六十五通は無記名である。例へば「有志中」、「因州ヨリ參勤筆生のもの」、「中京何某共」、「市民拜」、「近邊者共」、「惣代某」、「同組場末小前之町々」、「同組町々人」、「洛東下小商人」、「有志町人共」、「下京町人難澁者一同」、「民政司參勤之者」、「奈良市中一同」、「愚直百拜」、「旅僧某敬白」、「刑餘之小官鄙名ヲ憚リ故ニ不記」、「小前百姓中」、「市中一統人氣」、「高崎家中輕輩ノ者某」、「松本藩有志共」、「上州小藩四藩、信州小藩六藩伊豫小藩二藩、右藩々賤卑有志中」等々と記せるは無記名の一例である。斯の如く無記名の多い事は明治三年の殘存する數十通に於ても亦同様であつて、「都下市中一同」(庚午正月)、「生性小前之者共」(午三)、「伏見丁人共」(明治三年六月)、「市中町役供分」(午十一月)、「某」(午十一月)、「借屋者」(六月)等は三年の諸投書に表はるゝ無記名の一例である。中には全然何等自己の姓名は勿論、無記名とも記載せざるものも勿論數通存在してゐる所である。扱て二年の『奉職紳記』に記載されし諸建白書の内容を見て置かう。此の内容には建白の文言其儘と考へられるものもあるが、中には建白書を寫し採りたる者が、單に其の趣旨のみを記したと考へられるものも存在する。

先づ最初に金札の發行に關聯を有する献言が十一通ある。例へば五月十三日の條に府廳門前目安箱に投入されしものに(假りに第一號文書とす、以下同)

金札之儀ニ付建言仕度御召出シ被仰付度願

五 目安箱に投入されたる二三の建白書

五月

若州三方郡佐野村
百姓 治郎 四郎 伴
下長者町新町西へ入丁
加賀屋傳右衛門方日履
山本 清太郎

右の建言は「本人召出シ篤ト可及説諭事」と記載されてゐる。單なる百姓出身の日雇稼業風情の者が金札發行に就き建言せんと申し出てゐる事は當時の世態人民の旺盛なる建言慾の一端を想像せしむるものがあらう。尙、五月十七日の日附を有し三條大橋の目安箱に投入されしものに(第二號)

一金札正金同様通用之御布令有之候處未難被行に今正金百七八十兩位ニ取引致シ物價一向引ケ不申江州長濱始在々村方石田村其外迄天鷲鐵鏡屋仲ケ間杯も割増はい増直上ケ仕小商人大困窮諸色正金同様賣買仕様尙蒙重御沙汰有之度願

五月十七日

願主

洛東下小商人

京都府様

右は「京都府」へ廻送されてゐる。五月二十九日の開函に於て三條大橋の目安箱に投入されしものに(第三號)

一金札通用之儀徒ニ御教諭ノミテハ難被行京攝間ニ於テ取引替所十ヶ所程相設正直之者ヲして其役ニ充テ少々宛ニテモ正金御引替相成候へ、人心一和自然金札ヲ貴シ候様相成可し云々建言之事

五月

幕僚高倉内住士

正

守 花押

右は「留置」の處置を探られた。六月十四日の開函に於ては堀川の目安箱にありしものに左の如きがある(此の趣旨と同様なるものは其後、
屢々出されてゐる。第四號文書)。

一金札御貸下之御旨趣ニ付前方奉願置候處今以御沙汰無之何卒早々御貸下被仰付度願出候事

六月

下々願出之

小前之者中

府廳門前の目安箱にありしものに(第五號)

一大坂表物價格外之甲乙有之金札貸附非道之利分取立候者等多分有之屹度御取調相成度大坂市中之義存知居候間内調御用等被仰付候へ、盡力可仕旨申出之事

六月九日

御親兵増田四郎父

堀川頭之町

増田 藏 人 花押

尙、更に七月九日開函に三條大橋目安箱にありしものに左の二通がある(第六號文書及
び第七號文書)。

一市中金札上納府藩縣より御募り之正金御下ケ渡之得失並江州出店之商人兩替屋等之帳面御調相成候へ、是迄取引之奸曲明細相分り物價下落可相成候段申出之事

小商人 無名

一金札上納正金御下渡之一條ニ付利害得失申出候事

五 目安箱に投入されたる二三の難白書

右の七通の文書は本項に使用する明治二年の資料中、金札に關聯を有するもの、一例である。抑々金札とは申す迄もなく、明治政府が兵馬倥傯の際に、國費多端にして國帑を要する事多額なるにも拘らず、歳入は極めて乏しかりし爲めに、一時の急を救ふ目的を以て發行せし不換紙幣であつた。參與三岡八郎(後の典利公正)の建議に基くと稱せらる。政府は三岡八郎の建議に基き元年閏四月十九日に金札發行の方案を全國に布告し、同年五月十五日より之れを發行頒布したのである。所謂太政官札とは即ち金札の事に外ならない。元年閏四月十九日の布告に見得らるゝ如く、金札の發行は「皇政更始ノ折柄富國ノ基礎」を建つる爲めの「一時ノ權法」であつて、「皇國一圓通用可有之」明治政府の發行せる最初の紙幣であつた。併し「引替ハ一切無之候事」と明定され、不換紙幣である事を建前とした事は注意を要する所である。かくて元年五月十五日より其の發行を始め、二年十二月に到る迄、其の總額四千八百萬兩に上つたのであつたけれ共、發行後の成績は頗る不良で容易に流通を見ず、三府に於てすら正貨に對し六割の下落を來たし、地方に依りては其の授受を拒絶するが如き状態であつた。右に掲げた第一號文書は斯の如く嫌惡されし金札の流通を疏開せんが爲めか、或ひはそれとも金札廢止に關する建言か其の内容を窺知し得可くもないのであるが、要するに政府が國庫の増收を計劃して苦慮考案せる金札制に關して何等かの建言を爲さんとするものである事は

想像に難くはない。而して第二號文書を見れば實に金札が額面通り通用せずして、正金百兩に對し百七十八兩の割合を以て授受されてゐる事實、並びに一部商人間に於ては割増、倍増等の値上げの事が行はれてゐた事を示してゐる。而も第三號文書は不換紙幣たる金札を兌換紙幣制に振替へる事に依りて其の信用を回復す可き旨を建言してゐるが、「徒ニ御教諭ノミニテハ難被行」と記する様に、事實に於て政府は金札の信用を回復せんが爲めに時には威迫の辭を假り、或は人民の忠君愛國の情義に訴へ、反覆告諭したのであつたが、何等の實效もなく、益々金札の價值は下落の一路を辿つたのであつた。「正守」なる者の建言は金札を兌換紙幣とする事に依りて「人心一和自然金札ヲ貴ぶ様になると云ふのであるけれ共、此の自明の事實を政府の財政の衝に當る者が知らなかつた譯ではない。政府の國庫は乏しく、「金銀座を幕府より領收せしは正月の事なりしが、金銀は皆無にして唯建築物あるのみ」の状態であつた。故に政府としては不換紙幣制を採用したのは眞に止むを得ざる「一時ノ權法」であつたと見ねばならぬが、併し人民が金札通用を嫌惡した原因は實に此の間に胚胎するものである事は明かであらう。所詮、「正守」なる者の建言は行はれ難い事實に遠い迂論となつてゐるけれ共、併し其の熱意ある建言の趣旨より當時の世態の一部を追憶する事が出来るものであらう。ついで第四號文書を見ると金札貸與の督促に關する建言となつてゐる。これは政府が元年閏四月十九日の布告の一節に「一京攝及近郷ノ商賈拜借願上度者ハ金札役所へ可願出候金

高等ハ取扱候産物高ニ應シ御貸渡相成候事。とあり、次に諸國裁判所始め諸侯領地内の農商業者にも京攝及近郷の者と同様に金札を貸與す可き旨を約束した布告の趣旨に基き、市民より金札貸與を願出でたるにも拘らず其後何等の通知にも接する事無く荏苒日を關するに依つて、其の督促を上申せるものであらう。殊に第五、第六號文書に見ゆる様に金札發行に伴ひて種々の不當なる利益を貪る奸商の横行が相當甚しかりし事を記してゐる。金札の發行に依りて物價が頗る騰貴したが、此の間に悪錢私鑄錢が尙依然として通用される状態であつたので、悪貨の驅逐、新貨幣の鑄造を建白せるものあり、錢相場の廢止を建築すると共に正金貸借相場を確定す可きを論じてゐるものもある。例へば六月四日開函の内に「一諸色下直ニ相成候様御處置有之度」と願出でゐる匿名のものも存するが、尙、五月二十九日三條大橋目安箱に投入の分に(第八號)文書

一 錢價被相益度並自分御引上被仰付度願之事

生國江州土山在大上田村
利兵衛弟 藤

介

又、更に(第九號)文書 六月四日の函訴檢閱の内に(此の者は七月同様なる)願書を提出してゐる

一 五月七日油屋共草案仕法書ヲ以奉願候通燈油類直段沸騰下民困窮ニ付平均之下直御定相成度旨再頼當節新菜種取入之折柄ニ付急速御裁判相願候事

六月二日

下京二拾三番組
猪熊通八條上ル戒光寺町
久古屋 治兵衛

更に六月二十四日の函訴檢閱の内に(第十號)文書

一米價平均二割下ケ之御布令其實難被行ニ付諸國之廻米商人直賣買爲差止官庫へ御買入之上御捌之御世話有之候得者穀價下落可致願出之事

六月

市中之困民

米價に就いては同二十九日の函訴檢閱に(第十一號)文書

一 當地米價高直之義ハ金札喰違ヲ見込候故之事

と述べる者あり、更に七月三日には卒直に(第十二號)文書

一 物價引下之御沙汰願出之事、御年貢上納三ヶ年之間四割引之願

なる願書を目安箱に入れてゐる者も存する。且物價高騰に伴ひて家賃亦上昇したので其の引下方を願出た。例へば五月二十四日に(第十三號)文書

一 借家賃錢追々増加相成難澁ニ付寅年定之通相成候様被成下度事

五月

下京貳拾四番組
知恩院古門前之町貸家持
近江屋源七長家者

五 目安箱に投入されたる二三の建白書

二三七

右の如き借家賃引下願は尙一通(六月廿九日開函の分)見えてゐる。以上の何れも不換紙幣たる金札の發行に依りて物價は著しく高昇し、此の物價の騰貴に伴ふ諸色の引下處置を要求せるものに外ならないと見ねばならぬ。更に七月九日の函訴檢閲の内には(第十四號文書)

一 惡金通用御停止ニ付而ハ下々困難之餘階相生シ可申ニ付是迄同様通用願出之事

七月

無

名

又、五月十九日の函訴檢閲では(第十五號文書)三條目安箱に

一 錢相場御廢止可然云云

市

民

拜

の投書があり、右と同趣旨の投書は七月九日の函訴檢閲の際にも同じ三條の目安箱に(第十六號文書)

一 錢相場御定之後諸品價格別高價ニ相成難澁之情實歎訴之事

七月

無

名

もとより錢相場の生じたる所以は不換紙幣である金札の發行や惡錢、私鑄錢の横行、内外國貨幣の品位の相異等に由來するもので、七月三日の函訴檢閲の際には三條目安箱に(第十七號文書)

一 私鑄錢御引替無之テハ小民必至之情實可憐之至至當之御制令仰□□候事

六月

旅

僧

某

敬

白

又、六月四日の三條目安箱の檢閲には「大路省三」なる者が「一内外貨幣之位價異同不少ニ付萬國之製法ヲ商量シ工夫ヲ積ミ五金輻輳之地ヲ撰ミ更ニ改造幣被爲在度」と建言せるのがある(第十八號文書)。

右の諸投書は行政官が五月に「一金銀貨幣ハ國ノ重寶四民賴テ生活スル所ニ候處私ニ贋金ヲ鑄造シ内外ニ流通シ甚シキニ至テハ兩替屋私ニ相場相立賣買致シ候者モ有之趣相聞ヘ以ノ外ノ事ニ候自今已後兩替屋ハ勿論諸商人ニ至ル迄贋金取扱候者有之ニ於テハ嚴科ニ被處候間右様所業ノ者見當リ次第無用捨取押ヘ其筋ヘ可訴旨御沙汰候事」と發令した沙汰書に關聯を有するものである。斯の如く金札の發行、米價を初め諸物價の高騰、惡貨驅逐に關する投書建白が相當數に上つてゐる事は當時の世相を考ふる時に於ては注意せねばならない事柄であらう。當時贋造劣惡の金銀貨は頗る多く、幕府に於ても國用の窮乏を補充せんが爲めに幕末には貨幣改鑄の結果、品位の劣惡なるものを濫造したが、諸藩に於ても亦、其の財政困難の急を救濟する目的を以て、銀臺鍍金の貳分金を私鑄し、甚しきに到りては銅臺鍍金の劣惡なる贋造私鑄貨幣を鑄造するに到つた。政府はもとより屢々禁令を發して、かゝる私鑄を嚴禁したけれ共、惡貨私鑄貨の横行の爲めに良貨は其の影を沒し其の爲めに物價は上昇の一途を辿つたのである。従つて價値は各貨幣に依りて錯雜し、此處に所謂錢相場を業とする者さへ發生するに到りて硬貨の流通はかゝる現象の爲めにかへつて害せらるゝ事となつたのである。右の諸投書、建白はかゝる明治初頭の我國貨幣流通の混亂状態を如實に示せる一例となり得るものであらうか。

次に町村役人に關する諸投書並に町村役人會議所に關する投書が相當數に上つてゐる。此れに關

するものを時日順に列挙して見やう。

- 一 町役人撰會議所取建之事(五月十九日。三條。「繪圖面アリ」と記す。「辨事へ渡ス」と朱書。第十九號文書)
- 一 五條御影堂前町墨筆店六々園宗吾ト申者朝廷御會議所へ御召出シ可然云云(同上。堀川、三條へ) 二通。第二十號文書)
- 一 下京參拾壹番組北斗町議事者吉兵衛無筆文盲町役ノ威ヲ振ヒ辰年已來御布告同總テ町内ニ相廻し不申一統御趣意柄承知不仕剩へ同人紛敷□等取扱候故自然町内不心得之者出來歎訴之云云(同上。三條。第 二十一號文書)
- 一 上京拾壹番參拾壹町組中年寄猪飼喜右衛門與申者小學校建營掛リト申萬事權柄ニ取斗建營入費納内ニテ取集メ拜借不仕趣申立有志ニも無分押而引付一統難澁罷在御觸面通有志ニ無分ハ割分レニ相成候様被仰付被下度願(同上。三條。第 二十二號文書)
- 一 下京貳拾九番組中添年寄役取計向不正之事(五月廿四日。三條。第二十三號文書)
- 一 猪熊丸太町上ル路次大坂屋八藏ナル者人物宜敷ニ付町役ニ被命度旨申出候事(六月十四日。堀川。二十四號文書)
- 一 庄屋年寄之奸惡訴訟(同上。堀川。第二十五號文書)
- 一 西石垣四條下ル齋藤町議事役米吉留藏兩人町内取扱不宜ニ付役儀被免更ニ借家人取交せ役儀被仰付度事。情實巨細之儀先役人町内之者且新町佛光寺下ル大黒屋重兵衛御召出し御尋相成度云々之事(六月廿日。三條。七月九日。第二十六號文書) 檢閱にも一通出づ。第二十八號文書)
- 一 中添年寄在役一ケ年定限組内入札ヲ以公撰相成度事(六月廿九日。堀川。二通。第二十七號文書)
- 一 庄屋高島秀三郎始百姓兩三人強慾慘酷之始末御取調願出候事(同上。堀川。第二十八號文書)

一 上下京共町毎ニ會議所ヲ被設公議ヲ以諸事取扱相成度事(同上。堀川。二十九號文書)

一村役人善惡弒逆之罪狀訴出惣而御指替被仰付度哀願之事(七月九日。三條。第三十號文書)

右の數通の投書、建白は何れも何等かの意味に於て町村役人並に會議所設立に關聯を有するものである。殊に二十五、二十八、三十の各文書以外の投書は總て京都市内の町役人に關係する投書である。右の諸投書の内、町役人撰會議所、中添年寄の公撰制、町會議所の設立等に關する投書があるが、抑々明治二年己巳三月京都府の『市中制法』の最後の一條に左の如き一條が存在した。即ち

一 諸事公論ヲ決シ衆庶其處を得各志を遂けしむる事王政之御主意たり其旨に背き諸人を妨るものあらは町役或ハ在官有司之面々たりとも無憚可訴出事

付毎年町役公撰入札之儀依怙偏頗なく家格に拘らす至當の人材可申出事

付議事に下す事件私曲を構へず忌諱を不憚公正に可申出事

付何事によらず世上之爲と相成事心付ハ何時にても可申出事

右の條文に依れば既に二年三月にして一年を任期とする町役人公撰の制が定律してゐた事を知り得られるのであるが、二年六月二十九日に中添年寄役の任期を一ケ年とし組内入札を以て公撰す可き事を建言してゐる所から推察すれば、事實に於て町役人の公撰入札制は『市中制法』通り行はれてゐなかつた事を推察せしむるものがある。又、議事者(議事役)、中添年寄、中年寄の名稱も『町役心得條目』に依りて其の大體を知り得るのであつて、要するに京都市の明治初頭の町役人の制度は

大年寄、中年寄、添年寄、議事者の組織を採つてゐた。議事者は最下級の町役人として一町内の總代に立ち觸書の傳達をなし、日常親しく町内各家に直接接觸して公事訴訟に付添ひ又戸籍の調査を行ふと共に各家の内情を探知す可きを義務とした。^⑬

恰も今日の町内會長と隣組長を一所にしたるが如き役目を有した所である。中年寄は町組内諸町年寄議事者の上級機關として觸書を傳達し且つ議事者の監督機關でもあつた。中添年寄は中年寄の補佐役であらう。右に例示した諸投書の内にはかかる種類の中添年寄や議事者が役威に傲り不正矯慢なる行爲を行ふを投書せるものが數通存在してゐる。更に又進んで斯の如く役威に傲るを密告せる投書が頻々として目安箱に投せられてゐるのを見る。例へば五月二十九日の條に「一熊谷久右衛門吉田勘兵衛役權ヲ振ヒ下方難澁之趣訴出之事」^(三條。第三十一號文書)は其の一例であるが、尙一般に不正なる官員を彈劾する目的を以つて密告する投書が數通存在してゐる^(第三十號)。

一神祇官權判事松尾伯耆隱謀奸惡不少ニ付御役被免度左も無之候節不得止爲皇國萬民暗殺可致云云

有 志 中

右は五月二十九日の函訴檢閲に際して三條の目安箱に投入されあるを發見されしものであるが直ちに「刑官取調之事」と處置されてゐる。二年正月の『官員錄』を見るに神祇官の權判事は六名^(内、東京在勤)にして京都在勤の内に松尾伯耆なる者の名を列してゐる。果して如何なる「陰謀奸惡」ありし

やは全然不明ではあるが、目安箱が彈劾の具に使用されてゐる一例であらう。尙又^(第三十號)

一奈良府諸有司不直不正ニ付一同御免更ニ被仰付度事

五月

奈良市中一同

右は矢張五月二十九日の檢閲に際して三條の目安箱に存在しありたるもので、二通同趣意のものが發見されてゐる所である。又同日に三條に「一武田相摸儀屹度御取調相成至當之御處置有之度事」^(第三十號)と匿名の投書がある。『奉職紳記』の筆者は「中川宮内ノ者ナランカ」と註してゐるが、此

れ亦「刑官取調之事」と處置されてゐる。更に同日、堀川の目安箱に「刑法官鞠獄御役所御役人小

舍人雜色手附市松、梅吉、惣吉、淺七、忠兵衛、右之者不正之取斗有之趣訴出之事」^(第三十號)とあり、

此れ亦「刑法官取調之事」となつた。六月十日の條に^(第三十號)

一朝廷ノ御趣意ヲ不奉公用人淫酒放蕩ニ耽り過等ノ散財不行跡之次第訴出若此外寛大之御事ニ候へば藩々有志之者申合セ彼等ヲ斬首シ主人へ申出天朝エ奉謝候覺悟之旨申出之事

なる趣旨の告訴が三條目安箱に投せられてゐるが、右は上州の四藩、信州の六藩、伊豫の二藩の連署がある。尤も上州、信州、伊豫の何れの藩か不明であるけれ共、尙、公用人に關する密告は同日三條の目安箱に「高崎藩家中輕輩ノ者共」として

一公用人宮部登伊奥平八ト申者奸佞邪僻加ニ遊蕩ニ耽り候ニ付國許へ申遣シ候得共重役共掛念却而申立候者ヲ嫌

五 目安箱に投入されたる二三の建白書

二四三

疑致し残念之至何卒御嚴達奉願度若此儘ニ打過候ハ、不得止加天誅候外無致方云々訴之事(第三十號)

として投せられ、右は尙「奸物公用人二人。勘定方役人二人。毎月三四百兩茶屋ニテ遺拾候自身ノ貯ル數不相分」と但書が附せられあるを見るのである。同日、同所目安箱に更に「一公用人不行跡之始末訴出御處置奉仰度願出之事(第三十號)」として「松本藩有志共」と投せられたが、右の三通は何れも「刑官取調」の處置に附せられあるを知り得る所である。尙、六月二十日の函訴檢閲には「本府官吏ノ内不正之義訴出之事(第三十號)」なる趣意の密告が堀川の目安箱に投入され、此の密告書には「宇佐美孝藏花押。立山甚太郎同。」として署名を有してゐる。右に類する例は尙存在するが、此れと同時に自薦他薦に關する投書が相當數存在してゐた事を知り得るものがある。先づ自薦に屬する投書の一例は左の如きものがある。

一 多年筆道相學ニ付御擢用被仰付度事(五月廿九日。三條。「加州金澤飯田謙一郎、當時」)

併しさすがに自薦の投書は少數ではあるが、他薦或ひは他薦と覺ばしき投書の數は相當多い。其の二三を例示すれば左の如きである。

一 元因州米原宗吾左衛門ト申者民政事業ニ委敷者ニ付御擢用有之度當時町人ニ而五條本角寺町住居(五月廿四日の川。五月十五日の日附を有し「因州ヨリ」) 參勤筆生之ものとある。(第四十一號)

一 五條東塩竈町住居墨筆渡世者 米原惣五左衛門。右之者今般御大政御基礎御確定之會議御用ニ御撰擧有之度事

(右と同上。「民政司參勤之者」とあり。第四十二號)

一 米原惣五左衛門御登用相成度事(五月廿九日函訴檢閲。堀川。「民政」)

一 米原宗悟武部光藏山口其覺等御登庸相成度云々事(六月廿日。三條。「無名」第四十四號)

一 攝州有馬郡十村壹町之内へ小學校建營致度事。左之人へ教授被仰付度云云

山口村醫師 山田泰雲 給場村 吉村文哉
下山口村延喜 公智權之輔(六月二十四日。三條。「船坂村醫」)
式内神社神主 師右内判とあり。第四十五號

右の内四十一號以下四十四號は何れも米原宗吾左衛門(惣五左衛門。宗悟)なる同一人を他薦せるものと見る事が出来ようか。

次に小學校の建設、土地の開墾等に關する願書、近隣の居住者の行狀に關する密告等もあるが特に注意す可き二三の投書として左記のものを挙げ得る所である。

一 高田藩支配百姓一同不服ニ付越後府御支配被仰付度願之事(五月廿九日。三條。第四十六號)

一 盜賊或ハ亂妨人處々徘徊一統困窮ニ付當村市中夜廻り致し度ガンドウヂョウチン壹ツ拜借仕度願之事(同上。五月廿五日)

一 辰正月大坂變動之砌長州陣營病院ニ相勤其後附屬ニ而羽州出張同國秋田郡八橋ニおゐて大病院御取立ニ付總督府ヨリ病院頭取添役被仰付羽州御引拂後東京ニ於テ奉拜 天顏洋服拜領當三月歸坂實地之實効ハ其場ヲ限り歸坂之上ハ苗字帶刀も不相成事ニ候や之窺下略(六月十日。三條。「大坂晋」) 九拜とある。第四十八號

五 目安箱に投入されたる二三の建日書

一 助五郎與申者入牢之噂有之候得共罪狀不分明依之何卒朝廷之御裁許相成度願之事(同上。三條カ。「江州豊浦百姓」)
 一夜盜追々追相増平安隊巡邏租漏故之義ニ付何卒其實無之共夜中忍廻リ之義御觸下ケ相成度其名ニても自然相響
 キ可申云々且平安隊中坂府兵同様月給御宛行相成度云々之事(六月廿日。堀川。「有志町」)
 一 浮浪大橋六郎ト申者下民ヲ苦シムルノ次第訴出之事、同人名或ハ隼人(六月廿四日。三條。第五十一號)
 一 彦根藩就軍之罪人大赦被仰出候後モ赦罪無之何卒御札明之上公正御裁斷願出之事(同上。第)
 一 悴木曾八御親兵ニ相加リ昨年御東征御供仕其後音信無之死生之程難計老衰之身不堪痛歎右様子奉伺度且獨身之
 艱苦至死之場ニ立寄り何卒御憐愍奉仰度願出之事(同上。堀川。「元膳所藩脱走人石」)
 一 百足屋某徒刑ニ被行候義罰金云々之御布令ニ相違候段伺出候事(六月廿九日。不。明。第五十四號)
 一 舊幕脱走人八幡山瀧本分家喜多殿漸四月以來攝津縣夷人屋敷潛匿異心之程難計段訴出之事(七月九日。三條。「彦」)
とあり。第
五十五號)
 一 軍務官京都府轉局之義莫大御失費之折柄自然人望ニも關係可致今暫御猶豫可然建言之事(同上。「太郎治」とあり。第五十六號)
 右の諸例は何れも當時の紛糾不安定なる世相の状態の一端を示せるものであらう。市中は夜盜横行し、刑罰宜しきを得ず、維新争亂の餘波尙平靜に歸する事なかりし當時の實際的なる社會狀況は右の諸例より之れを歴然として看取し得られるものが存する。殊に五十二號哀訴提出者は「無名」とありて不明であるが、「入牢名前書」として「一三十八年。土州高崎龜五郎。一十四年。佐成。一九年。忠左衛門。一五年。柳象。一三年。留太郎。一同。彌平。一二年。江州坂田郡宇加野村喜市。」と各入牢者

の名前を列記し、更に「長曾根溜牢入名前」として「一十年。西川作太郎。一六年。小川辰五郎。一七年。甚三郎。一三年。他領常安五郎。」と列舉してゐる。此の哀訴は、朱書にて「本書之通先般一應差出候ニ付東京へ相廻し本藩公用人召出可然問合可有之様申遣候に付又候東京へ差出候方可然ト議決」と記されてゐて、假令哀訴提出者が「無名」であつても夫々適當なる處置がされあるを見る。『奉職紳記』に記載されたる諸投入書には尙述ぶ可きものも存在するが、目安箱設置の趣意を了解し、眞面目なる建白書を投入せる者も亦存在する所であつて、例へば左記の二三の建白書の如きは比較的其の代表的なるものと見る事が出来るものである。

- 一 黠涉其正ヲ得良法實用ヲ貴ヒ虚飾ヲ去リ冗費ヲ省クヘキノ議(五月廿九日。三條。「刑餘之小官」)
(郵名ヲ憚リ故ニ不記。第五十七號)
- 一 皇國一般農商ニ拘ラス餘力ヲ以テ小學校ニ出テ文武ヲ講究シ終ニ攘夷ノ大典ヲ學ケ武威ヲ海外ニ輝シ至ラシム
ヘキ旨建言之事(六月四日。三條。「下京三番組鎗藥師通鳥丸西入橋辨慶」)
(町近江屋平兵衛内卯之助廿七歳)とあり。第五十八號)
- 一 米價之義往年下直之節ト當今之價トノ中間ヲ取り定價被爲建府藩縣へ御買上ケ之上夫々御賣下ケ之御世話有之候ハ、萬民困窮ヲ免れ奸商ノ惡業施ス所ナキ様相成可申麥豆鹽木材等も右ニ准し諸職人手間米登升之價と一倍
ましニ御定相成度建白之事(六月十日。三條。「三條通白川橋東へ入夷町丸屋」)
(宗兵衛信家大和屋次郎兵衛)とあり。第五十九號)
- 一 江州横田川松尾川大河ニ而大雨之節ハ通船難出來往來不都合ニ付別紙繪圖面之通往古ヨリ在來之道路取締ヒ奉備御國便度兼而大津縣へ願出候處水口土山坂下三宿等へ示談之上連印ヲ以願出候様御沙汰ニて御差返相成候得共御布令之義も有之候ニ付猶奉歎願候(六月二十日。三條。繪圖二面を添ふ。「稻葉美農守家來添書壹通、大津縣へ差出之分」)を添へたり。近江國甲賀郡田堵野村、重兵衛市郎兵衛宇治右衛門長福寺

寧靜連判」とあり第六十號)

- 一 建言五條。沿革ノ建言ヲ止メ人倫離散ノ憂ヲ去ル事。有罪ヲ赦シ義臣ヲ得ル事。人材登用ヲ末トシ有徳ノ輔相ヲ本トスル事。佛者ヲ借テ萬民ニ説キ民信ヲ執ル事。武備充實シテ公法不失事(六月二十四日。三條。「玉越昌輔」)
- 一 市中繁昌方之儀ニ付建言。夜中店出シ之件(同上。「下京二拾四番組知恩院新門前海本町榎本齋」)
- 一 奸商ヲ除クヘキノ議。金札御製造正金銀通用御停止可相成事。諸色大體價ヲ定諸相場停止之事。外國交易商人ニ御任せ有間敷事。神兵ト唱フル者ヲ取立竊ニ京坂諸國へ隱密分遣正金相圍ヒ私ニ相場等立ル者或ハ諸色買ハ杯之族ヲ可制事。下民財寶ヲ貯フルハ國害之基ナル事(同上。堀川。向「正金御引替御沙汰奸商人ノ益ニテ小」)
- 一 建白。無位ニシテ官名ヲ冒スヲ禁シ名義ヲ正ス可事(七月三日。三條。「越中國射水郡中老田村農民」)
- 一 函訴入札心得方之御揭示ニ付建言(同上。堀川。第六十五號)

等々は何れも比較的眞面目に弊害ある諸制度を改革せんとする熱意を以つて目安箱に投入せられし投書の一例であらうか。

以上は明治二年の五月十三日以後七月九日迄の間に目安箱に投函せられたる所謂函訴の内の重要なものである。既に明瞭なる様に、以上の諸函訴の趣意より吾人は眼前に歴然と當時の社會状態を想像する事が出来、又、其の當時の世態人情、人心の歸趨を右の諸投入書は如實にそれを示せるものであると見る事が出来るであらうと思ふ。

次に三年に京都の各目安箱に投函せられし數十通の實物は一冊に綴られて残存してゐる。此の三

年分に於ても注目す可き建白が相當多數存在してゐる所であるが、殊に投書の内容が個人の行狀を密告せる者ある場合は府廳は一々「定抱」なる者を派して密告されし者の行狀を探索し其の眞偽を報告せしめてゐるが、其の報告をも一々添付してゐる事は、本項に使用する他の諸資料の内には見えざる所である。「定抱」は勿論、京都府廳の探索方定抱であるは明白なる所であらう。慶應四年春發行の『京都御役鑑』の補遺を見るに太政官代軍防局に「捕探索掛り」が存置されてあつた。此の探索方は果して三年に於ても存續されてゐたか否か不明であるけれども、おそらく此處に使用する三年の諸資料中には明らかに「探索方」と記されし例も存在するから、三年に於ては尙、探索方が存置されてゐた事であらうと思はれるのである。

扱て本項に於て使用する實物綴込の三年の資料は何れも相當に長文のものが多し。例へば

〔恐謹而奉願口上書〕

方今御復古之御政典御盛舉被爲在候ニ付而者御國益ニ可相成見込之儀者無巨細可奉言上との御布令奉戴仕管見之存込左條奉申上候

- 一 近江國湖水之儀者西洋各國へ不奉存知候得共清朝朝鮮ニ者無比類大湖と承及候此湖勢多大橋より以北へ數十里相連り東西之濱邊ニ數百之村々立並在之候此村々一昨年如キ霖雨洪水之節ニ者湖水盈溢仕是か爲田地へ不申及民家迄水浸滿シ穀物一圓生育之地も無之實ニ見聞ニ堪兼歎息之到ニ奉存候元來右大湖南北へ二十里餘東西廣キ處ニ而ハ七八里ニ及候湖中之水石山寺之東關之津下櫻ヶ瀧と申僅十間未滿大□□間へ流し落候流水是か爲ニ被

□と湖水連雨之節々者水害ヲ醸シ彼地百姓共大ニ困惑仕候趣ニ相聞へ申候依之今般右櫻ヶ瀧之際凡百間斗巖石ヲ穿取流水迸リ落候様仕候時者湖上之定水凡四五尺斗減シ可申哉と推考仕候右者兼而下流測量仕樋ヲ組立如何體水損干損之年柄たり共水ニ増減無之様工ミヲ擬シ事成就仕候上者東西兩岸之田地水災之無愁往々ハ兩濱邊ニおるて數百町之田員開墾可仕ト奉存候尤モ從來湖上運送往返之船之聊も無忌障實ニ當今之一良策哉と奉存候右湖水下流兼而愚考熟慮仕置候故御採用之上御委任被爲仰付候ハ、速ニ奉奏成功度ト奉存候ニ付不□奉懇願候何卒廣大之御□御聞容被爲成下置候ハ、抛身命盡力勉強仕奉報 御國恩萬分一度ト難有奉感戴候以上

明治三庚午年四月

下京五番組

錦小路通御幸町西へ入町

二文字屋佐兵衛

上

右は比較的長文の建白書の一例ではあるが、既に『奉職紳記』に於ても江州横田川松尾川の開疏に就いての建白(第六十號)が存したが、右の建白は極めて達筆で記され、其の内容は所々に破れあるも、大體を推知し得、見る可きものがある。もとより「二文字屋佐兵衛」の下方に捺印のあつた事と推察されるが一冊に綴込む際に下方は截斷されたものであると思はれる節がある。霖雨の際の琵琶湖の氾濫を避くる目的を以つて瀬田川の開鑿を計劃し、此れに依りて生ずる湖面の低下に基きて新田を得んとするものである。政府は果して此の議を如何に處置したかもとより不明ではあるけれ共、眞面

目な比較的具體的な計劃をなせる建白の一と見られ得るものである。大體に於て此處に使用せる三年の諸建白書は比較的眞摯なる憂國の至情に基きて建言を呈上せるものが多いのであつて、頗る長文ではあるが三年二月十六日の日附を有する「四番組六角通高倉西へ入際屋町留田屋大治郎」なる者の「新田開發御願書」は矢張り琵琶湖を堀浚ふ事に依りて四十萬石收穫し得る新田を得んとするものであるが、計劃は相當尨大であるけれ共、當時の米價の漸騰せんとする状態に對處して此れが引下げをも併せ企圖し、其の利息を以つて京都の小學校建設費に充當せんとせるもので、見る可き建白の一であらうか。更に又、「上京三番組笹屋町五丁目井筒屋甚兵衛」なる者は三年「四月十日御政府に私被召出市中融通見込之の義仕法規則合之處書面ニ認メ可差出存被仰附候ニ付仕法書並雛形相添別紙奉差上候」として詳細なる「錢券製造」に關する建言を行ふてゐるが、右はおそらく甚兵衛の目安箱に投せる建言が一應「京都御政府」の考慮する所とならんとしてゐた事を示すものであらう。尙、「明治三年庚午とし二月日下京川東町人惇徳 花押」の長文の建言がある。此の者は五月にも同様趣意の建言を三條の目安箱に投書してゐるが、内容は「抑大御政事の一大事並廉々焦冥虫にことならぬ身をもて思ふ旨を言上仕候段幾重奉恐入候」と書き初め先づ五穀殊に米價高騰に關する建言を連ね、「支那米數萬石御買上追々浪花へ入津いたしかゝる潤澤を以窮民御救助の御手當」とせられる事に依りて必然的に内地米は下落する趨勢となるが、此れは策を得たるもの

ではない。「奥羽北越三ヶ國産の米穀兵庫かつ浪花の津ともへ廻船いたし」て賣却す可きであると述べ、ついで「人選之事」「市中有様之事」「良民らしき事」に分ち建言した。此等の内容は頗る假空な議論の様に見えるが、又以つて當時の世相の一端を推察せしむるものも存する。更に自薦の建言、町役人の不正行爲に對する密告、近隣者の行狀に關する密告等ももとより存在するが、一庚午正月、願人都市中一同」とある「乍恐奉申上風説書」は元年七月二十七日に江戸を東京と改稱し、都を遷す旨を布告ありてより、十月十三日には鳳駕は東京に臨幸せられ、其後、十二月一旦京都に還幸あらせられたが、翌二年三月二十八日に再び東京に行幸あらせられて東京は我國の帝都と定まつた。抑々東京を帝都とす可きや否やに就いては新政府内部に於て相當意見を異にする者も存した所であつて、例へば福岡孝悌の如きも元年七月九日と推察される意見書に

遷都定縣ハ縱令東京形勝ノ地タリト雖トモ然ルベカラズ矢張東西同視ト云テ旨トシ天子所在ニシテ人爲群政事隨テ出ヅベシ故ニ太政官ハ勿論其所在ニ從フベシ試ニ如左

三 京

中京 平安城 東京 江戸城 西京 大坂城

右三京共ニ皇居太政官アルベシ且公卿諸侯大夫與ニ三京中ニ分地居住スヘシ

と述べて東京を永久に唯一の帝都とする事に反對意見を表明してゐる。然し二年三月二十八日に天皇が東京に臨幸遊ばされてより、京都は一時衰微の極に達せんとした。右の風説書に

一天之大君昨春再關東に御遷幸被爲在則關東ヲ東京ト相唱容易ニ還□無之風分都も今ニ南都同様ニさび行候杯と風説ニ而市中も追々さびしく人氣只何となく勢力落し心中うつ／＼として更ニたのしまず只明暮還御奉相待候而己且また御所ニ御殘リ被爲在候 中宮様諸人頼ミに思ひ候を是また關東へ御下向被爲在候ニ付今ハ市中之者共十方ニ暮嬰兒之父母慕うに等し

と述べ、遷都の爲めに諸侯の京都邸宅増築も中止となり、市中並びに伏見邊の民家の建築作業も次第に止み、加ふるに有名なる元治元年七月十九日の蛤御門の變に基く大火以來類焼家屋に對しては沽券狀引當として建築費を貸與す可き令が出たが、それとても突如として中止となり愈々市民は困憊の一途を辿る事となつた旨を記してゐる。右の建言は取り敢へず沽券狀を引當として建築費貸與方を請願するもので併せて賈金の流通、米價初め諸物價の騰貴、かかる際に於て小學校造築に對する軒別錢の増加となる事は愈々市民一同の苦痛とする所である旨を縷説する所があり 最後に「何ゾ義ヲ後ニベ利ヲ先ニセバ奪ンバ屢ズ毫利之違千里之誤千誠ニ民之父母タル御上ニ候得者仁義之御水上ニ而御高恩之流れを吸命をつなぐ下々ニ候へバ幾重ニモ御哀憐之程伏地上血議九拜謹而奉言上候以上」と結んでゐる。

以上の様に一々建白書の内容を開陳すれば頗る興味津々として盡きざるものにして、再言する迄もなく明治初期の少なくとも京都を中心とする人心の不安動搖せる状態を髣髴として眼前に映じ來

るが如き觀あらしむるものがあるが、全部を此處に紹介する事は其の煩に堪へず到底種々の事に制約されて不可能であるけれ共、京都市内の交通運輸の便を計り、淀川の水を市内に堀割引込大船の入津を自由にせんとする建言、更に「小ヘンノ規則」として「洛中洛外共壹町ニ四斗樽貳ツ宛ウツメ往來スル者之小ヘンスタラスヤウニシ」洛外口々に小便會所を設け、町々の小便を徒刑人を使用して此の小便會所に運送せしめ、此處に於て農民へ一荷何程と定めて賣却すれば奸農取締、肥料の分配、公營便所の設備ともなると建言せる者、更に又「中下大夫上士之者減祿被仰出候ニ付家來共御仁惠ヲ以御扶助可被下旨一同如何計難有雀躍仕候然ル處箱館に可被遣與之浮説ヨリ生活之道ヲ失し候者モ不相願向多分有之候御仁惠ヲ關シ候歎敷依之右事實御遣方御達相成候ハ、一同安心仕可申此段爲衆人歎願仕候。」の如き歎願書、扱ては種痘に對する不理解より市民此れを嫌忌回避し、爲めに町役人共は其の處置に困窮し遂に事情を具申せる投書をなせるものも存してゐる。尙、伏見在勤「大山大參事様」の轉勤に對する留任の歎願書が相當多い。「大山大參事」は二年正月の『官員錄』に「權判府事伏水在勤大山彦八」とある者であらう。

以上自分は極めて概括的ではあつたが、明治初頭に於て京都市内に建置された目安箱に投せられた諸文書に依りて明治初頭の世相の一端を窺ふ事を企てたのである。もとより既述の様に目安箱は六年六月十日の布告を以つて廢止の運命となつたけれ共、目安箱を明治政府が建置した其の精神に

就ては極めて注目せねばならぬものがあらう。公議輿論を建前とする政府に於ては具體的なる制度として必然的に何等かの輿論を反映せしむる設備、少くとも下意上達機關の設備を要請せしめしものであつたであらうし、かゝる政府の意圖は目安箱なる制度を採用する事が假令、それは極めて微温的なるものとなつたが、ともかくも實現されたものであると觀なければならぬ。

- ① 「別巻」なる無題の半紙の寫本に依れば、「慶應四戊辰年二月廿九日三條大橋西詰へ目安箱御立置ニ相成候」と見え、其の形状や高札の状態を示してゐる。右に依れば太政官布告は二月十四日に出されたが、實際目安箱が三條大橋に立てられたのはそれに遅るゝ事約二週間なる二十九日であつた事が知られる。現存する赤繪と稱する明治初期の錦繪の内に東京日本橋に建置された高札場の圖が相當多いが、夫等の「高札場之圖」と稱するものを見れば、高札場に向つて右側横に目安箱を置かれ、其の形状は「別巻」と稱する寫本に記載された京都の目安箱と相似する所のものである。尙、新聞雜誌第九十六號に記せる目安箱の圖も亦、右の京都、東京の夫と同一のものである。たゞ新聞雜誌の夫は屋根を付する所がない。
- ② 例へば新訂増補國史大系、第四十五卷、二四一、二四三。増訂武江年表、卷之四等。大坂及び京都に於ても亦夫々目安箱が出された事は大坂町奉行所覺書、月堂見聞集等に依りて此れを知り得る。
- ③ 拙著、明治法制史論、公法之部、上ノ二三七。又、大久保利通文書、第三、八頁を見るに二年正月の「政體の體裁に關する建言書」が見える。此の意見書では大久保は待詔局存置に反對意見を示してゐる。尙、同文書三ノ二七〇、二七四等併せ參照。
- ④ 新聞集成明治編年史、第二卷、四〇、目安箱廢止の建言參照。
- ⑤ 奉職紳記は半紙二ツ折の横帳にして紙數表、裏紙共合して九十一枚(内八枚白紙)で、表紙は「奉職紳記」と左上方に記し、右下に「菅」と記載されてゐる。「菅」はおそらく行政官筆生菅卓馬であらう。内容は二年五月十三日より同年七月九日に

到る間の公務の日記である。菅卓馬は己正月改の官員録には上記の如く行政官筆生とあるが、元年秋九月、京都府役録には其の姓名が見えない。又、慶應四年春の京都御役録並に其の補遺にも同姓名を發見し得ない。もとより、斯くの如き比較的末輩の役人は役録より洩れてゐるを普通とするから、此れを以つて菅卓馬が明治政府再興の最初より其の役に就いてゐなかつたと斷言する事は出来ないものであるが、二年と判定せられる官員録には行政官筆生の内に「在京菅卓馬」の名を存してゐる。又、東京在勤の行政官官掌に菅卓馬の姓名を記せる官員録もあるから、右の諸官員録に依つて菅卓馬の經歷を大體知り得るであらう。

⑥ 土屋喬雄、小野道雄編著、明治初年農民騷擾録、八八、八九、四六九等。

⑦ 此の町名は少し疑問がある。當時、下京六番組に「西石四條上ル」といふ町名は存在しない。姑く疑を存して置く。

⑧ 殊に最初の一通は全然意味は不明で、精神の錯亂せる無學文盲の者が投入せし建白書の様にも思はれ、付紙にも一書而難了承燒拾可申乎」と書かれてゐる。

⑨ 拙稿、明治法制史論、公法之部、下ノ八七八以下参照。

⑩ 明治三十年幣制改革始末概要、三一。由利公正傳、一四〇以下参照。

⑪ 青淵先生六十年史、一ノ六一九以下。尙、東洋經濟新報社、明治財政史綱、五二。

⑫ 由利公正傳、二一〇。

⑬ 議事者は慶應四年戊辰七月の京都府布令書、第一に「町役人呼出御達之寫」があり、其の「付り」に「付り各町議事者三人宛相定置其町内之もの御爲筋心付候節ハ議事者ハ伏藏なく申出議事者より當府に申出へき事」と見ゆるを最初とする。此の御達は六月に京都市中へ出されしものである。又、京都布令書、第二を見るに同四年戊辰八月に「町組五人組仕法御改正ニ付町役人呼出し御達之寫」及び「町組五人組仕法」が出てゐるが、右に依れば京都市を上京、下京の兩大組と別ち、上大組、下大組と此れを呼稱し大年寄役此れを管掌する。各大組は約二十町を一組とし之れを小組とし、此れに番號を付する。各組には中年寄役、添年寄役各一人ありて組内の事務を取扱ふ定めであつた。

⑭ 例へば寺社に關する建言、投書が相當數存在してゐる。更に小學校の開築に關するものもあるし、近隣者の行狀を密告せるものも數通ある。

六 明治初頭に於ける二三の藩の 刑法典について

明治初頭、廢藩置縣が未だ斷行されざる四年七月十四日以前に於ては、各藩は夫々自らの刑法典を有し、獨自の方針に基きて領内の民刑事裁判を裁斷した所である。併し政府は元年二月三日に到りて刑法事務科を廢して刑法事務局を太政官内に新置するに及び^①、裁判の準則として「假律」なるものを定めてゐたが、尙、後述する様に、元年十一月十三日には新律治定に到る迄の便法として、刑罰取扱の準則を發令し^②、ついで三年十二月には「新律綱領」を頒布し、六年六月十三日には「改定律例」を頒行したのである^③。各藩に於ても中央政府のかゝる改革を倣承して自藩の刑法典を改正してゐるものがあつた。此等各藩の刑法典は、もとより廢藩置縣の斷行と共に總て廢止に歸したものであるが、政府の統一的刑法典の頒布實施に到る迄の間に於ける過渡的刑典として一應注意す可きものであると思ふ。故に其等の内二三の藩の刑法典を此處に紹介し、今後の研究に資し度い。

先づ岡山藩刑法局は二年六月に「新律」なるものを編纂してゐる(此の新律は岡山市史、三ノ二二二二にも掲載されてゐる。併し岡山市史に掲載せる分は密通の前迄で、以下は缺けてゐる。)。「新律」は最初士族階級に科す可き刑律六ヶ條を一ツ書の形式に列擧し、ついで

其の後に徒刑七等^(七ヶ條)、雜罪^(三十一ヶ條)、博奕罪^(四十一ヶ條)、徒刑律^(十六ヶ條)、盜賊律^(四ヶ條)、賞賜之定^(五ヶ條)、の各項に夫々分ち^④、各項の内に少なきもの五ヶ條、多きもの四十一ヶ條の條文を一ツ書に列擧し、最後に

右ハ、朝制ニ效ヒ其近キ者ヲ採テ所定也此佗許多之罪惡宜寛保律ニヨリテ裁斷スヘキ者也

已上

明治二年己巳六月

と記してゐる。右の奥書に據りて考ふるに、岡山藩新律が全く「朝制」おそらくは元年十一月十三日の政府の刑罰原則を倣承して編纂された事は明らかである。此の「新律」は頗る簡單なる刑法典にして、又整備せざる刑法典であるといふ事が出来るが、其の缺は「寛保律」、おそらく「公事方御定書」に據りて補足されたものであらうか^⑤。もとより「新律」なる名稱は確定的な公的稱呼ではなかつた。それは表紙に「舊岡山藩適宜ノ名稱、新律。」と記されてゐる趣旨より「適宜ノ名稱」即ち、假稱であつたと推察する事が出来るであらう。今日最も知られてゐる岡山藩の法例を纂修せるものに、有名なる『備藩典録』がある^⑥。『備藩典録』は『備藩典刑』と稱され、流布本は『有斐録』と共に四冊本として通行せられ、其の内には寛永十一年五月朔以後慶安、承應頃に互る同藩の諸法度を、例へば諸士に對する法度、藏法度、留守中城法度、從江戸被仰出御制札寫、國中

一般に對して發布せられし被仰出法式、檢見之次第、火事之節法度、御軍用當同追加、郡中法令等を掲載せるものである。併し此の『備藩典錄』は典刑なる別稱を有するけれ共、實は刑罰規定を集成せるものと稱する事は不可能であり、矢張り廣く行政的な取締法令、軍制、租稅徵收に關する諸規定等の種々雜多なる法度、掟等を集めしものと見ねばならない。本項に紹介せんとする「新律」は明治期に入りて岡山藩がおそらく中央政府の犯罪取扱の原則を模倣して假りに編纂したる刑典であると推察される。先づ士族階級の犯罪者に科す可き刑律六ヶ條は次の如くである（原文は句讀點は存便を計り句讀點を付した。以下同じ。）

一意趣討附刃傷之事

本人割腹、跡家内御城下立退

但宜時ニヨリ、双方共、跡家内、足弱、扶持被下、又ハ追テ跡目可被 仰付事、不當ノ振舞、卑法ノ始末於有之ハ、永代斷絶ノ事①

一盜筋有之者事

庶人トナシ、死刑ヲ以テ可論、跡家内御城下立退

一妻娘不義脱走ノ事

討捨候者ハ不及立退、其品ニ從ヒ格祿御減シ、或ハ重キ御叱リ

行方不知者、所在相尋打果度願出ルニ於テハ、藩印可渡、遺子女ノ分、御國住居不苦事

一佩刀被盜取候者ノ事

主客共不及立退、尤其場ノ始末ニ可隨事

一同取落シ候者ノ事

御城下立退、其場ノ始末ニヨリ追而歸參ノ事

一惣テ一分難立者ノ事

御城下立退

右御城下立退、御國住居ノ者、其所ノ人馬帳奥假付ニ致シ、村役人共引請候段嚴重ニ可届出事 已上

以上は特に士族の身分を有する者の犯罪、例へば遺恨により人を殺害し、又は傷害せし場合の刑、竊盜、姦通罪に對する刑罰、武士たる體面を表徴する佩刀を盜まれ又は落したる場合の處置、面目又は職責の立ち難き行爲ある場合の取扱等を規定してゐる。殊に人に遺恨を含みこれを殺傷せる加害者を切腹刑に處し、双方の家族を「御城下立退」の一種の追放刑に處すとしてゐる事は尙封建的刑罰法規が明截に露呈せるものといふ可く、政府の假律の藩臣處分條に「凡官家及藩臣士分以上死罪ヲ犯ス八虐死罪ハ顯戮ニ入ル 刎首自盡之二等ヲ以隱刑ニ處ス云云」とある條と②對比す可き條文である。殊に「盜筋」換言すれば士族たる者の竊盜犯人は後年の改定律例の閏刑條例第十四條によるも破廉恥甚として「庶人ト爲ス者改テ除族ト稱ス」とし、要するに士族たる身分を奪はれたのである。斯の如く竊盜が士族たる身分を奪はると定むる事は新律綱領も亦同じく規定し、綱領の閏刑五に「凡士

族罪ヲ犯シ、中略、若シ賊盜及ヒ賭博等ノ罪ヲ犯シ廉恥ヲ破ルコト甚シキ者、中略、廢シテ庶人ト爲ス云云。」と規定してゐる。併し概して岡山藩新律は新律綱領に比すれば其の刑が重い事を注意す可きであらう。

次に「新律」は徒刑七等を定む。即ち一等より六等及び輕徒に及ぶものにして、一等は刑期三年以下一等毎に半年宛輕減され、六等は刑期半年となり、而して輕徒は特に「自半年至五月」の短期の徒刑である。「假律」は徒刑を一年乃至三年の一等毎に半年宛輕減する五等の刑を採用してゐた。次に雜罪三十一條が列記されてゐる。雜罪は「假律」にも該當する篇目なく、おそらく岡山藩の從來の刑典に準據して編集され、此れを雜罪と名付けたものであらうと推察され、假律の如く支那法の影響を此の篇目には餘り受けてをらず、寧ろ『公事方御定書』の系統に屬するものと見る可き箇所である。其の内容を例示せば左の如きものである。初め「雜罪」と別行に篇目を記して直ちに

- 一 盜賊ノ宿致候者 其賊同罪或一等ヲ減ス
- 一 不知シテ宿致候者 徒
- 一 盜物賣買致候者 其品欠所之上、徒
- 一 不孝人 死 流 徒
- 一 喧嘩致候者、双方共 徒

但相手死スルニ於テハ

- 一 謀書謀判 死 流 徒
- 一 博奕取扱候者 徒
- 一 同宿致候者 同一等ヲ加フ
- 一 御留場ニテ鳥搏候者 鐵砲取揚ケ、流徒
- 一 姦淫、強淫 妻、處女、諾、不諾格別アリ 死 流 徒
- 但僧徒ハ一等ヲ加フ
- 一 落シ物拾ヒ揚、隠シ置、又ハ賣拂候者 徒 過金
- 一 俗人加持祈禱並造言 徒 過金
- 一 他所者内々ニテ召遣、又借屋賃候者 過金
- 一 帳外者同 同
- 一 新穀取扱候者、双方共 徒 過金
- 一 一定直段ノ品、私ニ直上ケ致候者 過金
- 一 銀談並行纏事、御家中へ頼込候者 同
- 一 賄賂取扱候者 同、其品ノ倍増
- 一 旅籠屋ノ外、旅人留置候者 同、日々旅籠代之倍増
- 一 婚禮等之節、石打、狼籍 發頭人、徒 同類 過金

一無證據之義及訴訟候者

徒 過金

但言掛難題ハ、其品ヲ以テ、訴人ノ罪名トス

一無取揚願、再訴ノ者

徒 過金

但初願ノ情實徹底セサル者ハ格別ノ事

一亡命致シ候テ立歸候者

輕徒 過金 追込

一徒中脱走ノ者

殘ル日數償セ候上、再度迄ハ倍増三度ヨリ死流

一同隠シ置候者

本人同罪、或一等減

一惡事再犯之者

徒、過金_凡、度々倍増

一總テ惡事有之者、其父母、兄弟、五人組合

本人徒中ノ賄可申付、過金ハ本人ノ三分一ツ、

但罪狀ニヨリ組合役人_凡退役、叱リ、過金

一帳付ノ者、徒刑御免ノ節ハ、本在役人エ引渡、爲心付可申事^⑩

一帳外ノ者、右同斷、五ヶ月乃至半歲試候上、心行相改候趣役人共ヨリ斷出候ハ々々、入帳可申付事

但帳付帳外共、本在ニテ其良民ノ害ニ相成、役人_凡難澁申出候ハ々々、其儘徒刑場ニ置、相當ノ日雇賃可遺事

一他所者、同帳外者共、徒刑御免之節、路用與ヘ可申、尤爪判ノ證書取置可申事

一密通

處女ハ、男女共答自二十三十迄 夫アル者ハ、男女共徒三月

右は雜罪の全文である。既に一讀して明白なる様に、幕府法の影響を多分に受くるものにして、支那法よりの影響は極めて少ないのである。たゞ死、流、徒、答の刑名を採用せる事實は五刑制の影

響を受けるものであらうが、尙過金、追込及び附加刑として欠所、取揚等を併用した事は幕府法系に屬するものと見る事が出來よう。もとより刑の量定に於ては幕府法と必らずしも同様ではないけれども、特に刑罰量定範圍が頗る廣く、彈力性を有する點を注意せねばならない。

次に博奕律には煩錯に互る程細分せる規定を置いた。先づ「壹度取扱候者」より「七度」取扱ひし者に分ち、其の博奕金も五貫文より十五貫文に區別し、此れに對する刑罰として徒三十日より徒一年半に細分して夫々刑罰を加ふる事となし、博奕の宿主、借家主、組判頭、五人組、村役人に對する、刑又博奕の宿主も一度より三度に分ち、それに對する組判頭、五人組、村役人の刑をも定め、更に「見物致候者」を「取扱候者同斷但村役人判頭五人組合御答ニ不及事」とし、「先年取扱、此度致見物者」「先年宿致、此度見物致候者」「先年宿致、此度取扱候者」「先年取扱、此度宿致候者」等にも細別したが、尙博奕の場所等に關する諸規定に及んでゐる。一々此れを列記する煩に堪えないから省略し度いと思ふが、最後に一ケ條

一女ニテモ刑罰同様之事

と特に斷書を附してゐる點は注意して良い^⑩。

次の徒刑律に關しては少しく述ぶるを要するものがある。徒刑は「假律」が「徒法」と規定する刑にして「假律」は「徒者官ニ拘收シテ溝塹道路修繕等一切賤役辛苦ノ事ニ役ス」と定めたが、元

六 明治初頭に於ける二三の藩の刑法典について

年十一月十三日の政府の布令にも徒刑が見える。先づ岡山藩、「新律」の徒刑律の全文を示せば次の如くである。

徒 刑 律

- 一 盜賊、其他重科人、死刑ニ不及者ハ、兩眉毛剃去、鐵首輸入、法被着用之事
- 一 博奕人、其外半年已上ノ徒刑ノ者ハ、片鬢剃去、法被着用之事
- 一 右ノ外輕罪人ハ片眉毛剃去、法被着用ノ事

右ノ通御定ニ候間、若此者共欠落致候節ハ、見懸次第召捕可差出候、品ニ從ヒ御褒美可被下事、若心得違、圍ヒ置候者於有之ハ、本人同罪タル可事

右は岡山藩に於ける徒刑の制である^⑭。先づ徒刑人を重罪犯人、輕罪犯人、重輕罪犯人の中間に位する犯人の三等に分ち、重罪犯人は「兩眉毛剃去、鐵首輸入、法被着用」、輕罪犯人は「片眉毛剃去、法被着用」、兩者の中間に位する犯人、即ち「半年已上ノ徒刑ノ者」は「片鬢剃去、法被着用」となつてゐる。如何なる形式の法被を着用せしめられたか右の文意では明確ではないが、三年十二月二十五日の福島縣徒刑規則を見れば男囚は「刷雙眉。兩鬢耳ノ上幅一寸ノ毛ヲ遺シ刷落奴トナス」とし、且つ「栗色法被股引」を着用する事となし^⑮、更に又稍々後年なる明治五年九月の堺縣の徒刑人は柿色染の背面に「堺徒」なる文字を有する法被を着用せしめられてをり、男刑人は更に「左右眉毛ヲ剃リ除ク」事となつてゐた^⑯。併し「新律」の編集されし二年六月頃に於ける政府の

監獄制度は未だ何等定律されしものあるなく、二年には刑部省を置かれ同十二月に省中に初めて囚獄司を置いたけれ共、實際上囚獄司が其の事務を執るに到つたのは漸く三年よりの始末であつた。京都に於ける六角獄舎及び病囚及輕罪囚を拘禁せし悲田院も徳川時代の京都所司代並に兩町奉行の事務を其儘に繼承せし京都府廳が、徳川時代の制をたゞ踏襲して管轄せる様な状態であつたし、東京の小傳馬町の牢屋、淺草品川の二病監(此れは徳川時代に於て病囚を淺草彈左衛門並に品川の松右衛門に預け療養せしめし制を其儘新政府が繼承し此れを病監とした)、石川島人足寄場等は初め鎮將府の所轄となり、後には東京府廳の管轄となりて、依然として舊制を其儘踏襲した様な状態であつて、政府が監獄制度を定礎したのは漸く四年二月に徒場規則が制定された事に始まるのである^⑰。政府は元年十月晦日に「一徒刑ハ土地之便宜ニヨリ各制ヲ可立事ニ付府藩縣共其見込ニ從ヒ當分取計置可申追々御布令可被爲在事」として、各藩の自由なる徒刑制度を認めただのである。故に今日にも明治初頭の諸藩の徒刑場規則なる資料を坊間に散見せしめてゐる所である。又徒刑人の眉毛或ひは兩鬢を剃り去り、徒刑人の逃亡を防止する制も亦當時一般に行はれしと思はれる。例へば二年二月の長崎府より刑法官への上申に^⑱

徒 刑 規 則

當所徒刑之者共兩鬢剃下ケ又ハ手業等之儀ニ付別紙之通市郷并隣藩縣へ相達置申候依之右書類當便差上申上候以上

とありて、其の別紙に

郡 用 方 掛
町 用 掛

今般徒刑之者共へ是迄之四季施差止爲目的兩鬚剃下ケ置候間自然右體之者市郷徘徊致候へ、其所へ留置役人ヨリ
早々徒刑役所へ訴出へシ下略、

と觸出してゐる。右の趣旨より推察するに徒刑人の眉毛又は兩鬚或ひは片鬚を剃去する事は徒刑人の逃亡を防止する目的であつた事を推察せしむるのであるが、此の點は福島縣徒刑規則にも「右衣形圖面等載記シ管内へ若シ脱走ノ者有之候ハ、見當リ次第取押へ召連レ可届出、云云」と記してをり、堺縣の徒刑規則にも同様の趣旨が見える。更に二年三月六日に「池田中納言ヨリ刑法官へ伺」なる左記伺書が存在する。文意は

先達テ刑律御改正被仰出候ニ付左ノ條々奉伺候

一罪狀大概如何様之處ヨリ徒罪ニ被仰付候儀ニ有之哉并ニ首へ鑲ヲ懸ケ又ハ斬髮之者モ有之候哉

右ハ髡鉗之刑ニ依リ候儀ニ有之候哉

右の伺書に對し、刑法官は「押紙返答」の形式を以つて、次の如く回答した。即ち「徒罪年限別紙之通相心得申事」としたが、更に

一右鑲之製方并銅鐵眞鍮等ニ有之候哉

一斬髮モ髡ヨリ斬候而已ニ有之候哉又ハ剃下或ハ總髮ニテ平人斬髮ト相替事無之哉
の「附紙返答」は

徒人締リ方且恥シメ等之儀ハ即今御取極無之其藩見込通取計可申事

と回答されてゐる。池田中納言は申す迄もなく當時の鳥取藩主池田慶徳であらうと推察されるが、果して然らば鳥取藩に於ても亦大體岡山藩と同様な徒刑制度を有してゐたものであらうと想像されるのである。鳥取藩刑法は「中葉ニ至リ明律ヲ根據トシ而シテ先規於備前行フ所ノモノト幕律トヲ參酌シ以テ本藩ノ藥律ヲ選定シ然後幕府ノ允裁ヲ得タルモノト云フ」(舊鳥取藩刑罰要略)と稱せられてゐて、二年十一月の藩制改革に於て刑法官を設け、其の局中に「巡檢牢獄鞠獄聽訟等專務」の官として少監察廿員を置いたのである^⑩。かくして徒刑人が鑲、即ち岡山藩新律に云ふ所の「首輪」を入れられてゐた事は、兩藩とも全く同様で、福島縣徒刑規則の制によれば鐵製首輪一個二百目、「二ツ續首輪」は同じく鐵製重量三百目と定められてゐた。此の點は尙後述の金澤藩の三年の刑法律典にも徒刑人の「首ニ鐵輪をはめ」る事を定めてゐた所である。次に

- 一 盜賊之宿
- 一 博奕人
- 一 佗所者帳外者内々召仕ヒ
- 一 旅籠屋ノ外旅人留置

一 徒中欠落ノ者圍置

右ノ品有之者、父子兄弟五人組合役人共迄、本人ノ罪狀ニ隨ヒ夫々嚴重可申付、假令承知不致儀ニテモ、申譯不相立候、此外惡事有之者承知致ナカラ不申出者、准右候事

なる規定が續いてゐるが、此れは徒刑律の内に規定されあると雖も、徒刑とは直接の關係もなき所であらう。更に次に盜難届出の獎勵、並に盜品質買取禁止に關する規定が續き、其の次に

一小賊ニテモ不殘賊ノ等ニ入レ、片眉毛剃去、眞鍮首輪入

但是迄手限りニテ相齊候程ノ者へ、矢張下吟味ニテ徒刑へ入候事

一 御國者帳外相成居申者、其刑相濟候上、村方へ問合ノ上、本村戻リ、町方モ同様

一 徒ノ者へ賃金不被下候事

但手拭塵紙等へ、御調被下候事、出徒ノ節罪ノ輕重ニ不抱三ツ文ツ、被下候事

一 表斷獄ニ出候者 一年已上 鐵首輪入

一 表斷獄ニ不出者 一年已下 眞鍮首輪入

一 盜賊死刑大罪ノ外他國者へ、早々吟味ノ上、其本國へ返シ可申事

一 徒場脱逃スル者、一日答五十、三日毎ニ一等ヲ加へ、答一百ニ止ル、尙ヲ前ニ役スル年限ヲ新ニ拘役ス、前ノ

日數ハトリアケス再ヒ逃ルレハ斬

以上にて岡山藩新律の徒刑律は終つてゐる。右に依りて岡山藩の徒刑制度に於ては首輪に鐵首輪、

眞鍮首輪の二種あり、前者は「表斷獄ニ出候者」即ち重犯に、後者は「表斷獄ニ不出者」即ち輕犯に對して架せられしものなる事を知り得るが、「徒場脱逃」に對する刑罰は、「假律」に於ては既に捕亡篇の「獄囚逃走」條に於て極めて詳細に規定し、「凡罪人囚禁セラレ牢ヲ破リ逃去モノハ皆斬^{即決}」とし、「若破牢既ニ行ヒ未獄^外ノ墻ヲ出サルモノハ刎首^{即決}」と定め總て嚴刑を以つて臨む事にしてゐた。此の點、福島縣徒刑規則も「破牢脱走」は「斬罪ニ處ス。但立歸自訴ハ免ス」とした點と一致する。岡山藩新律は此の點は極めて寛刑である事は注意を要す可き點であらうと思ふ。

次に盜賊律の篇には竊盜、強盜、搶奪、拘摸スル者の四種に此れを區別して規定するが、別段全文を揭示する必要を認めない。たゞ竊盜の條に於て竊盜未遂犯を一兩以下の竊盜既遂と同様「答二十」とせる事、竊盜五兩以下は「答五十」とあるが「士族へ立入ル盜ハ徒百日」と加重せられた事、同様に竊盜金二十兩以下の場合には「徒一年」であるが、「士族へ立入ル盜ハ半年増」とされてゐる點は、一應注意して良い。竊盜未遂犯を相當重く處罰せるは、次に強盜未遂犯を終身流罪の嚴刑を以つて處罰せる主義と共にこれは威嚇刑主義の表現と見られ得る。尙士族に對する竊盜罪が庶人に對する竊盜罪より著しく其の刑を加重せられし事は身分刑罰法の特色を「新律」が脱却し切つてゐない事を示すものであらう。強盜は終身流、斬、梟の極刑を以つて處斷する事と定め、終身流は強盜未遂罪に、斬は「財ヲ得ル者」即ち強盜既遂犯に、梟は「人ヲ殺傷スル者」即ち強盜殺傷犯に、

- 士族庶人同罪相犯士ハ庶人ニ一等ヲ加フ
- 破廉恥甚者先ツ士籍ヲ除シ庶人トナシテ之ヲ論ス
- 養子願濟ナレハ未タ實家ニ留任スルモ養家ニアルヲ以テ論ス
- 親族ノ連累圖例ノ如シ^⑮

| | | | | |
|----|--------------|------------|-----------|-----------|
| 本人 | 一家ノ父子 並當主 | 一家ノ兄弟 | 一家ノ叔姪 | 一家ノ祖孫 |
| 死流 | 命 遠慮三十日 | 命 遠慮二十日 | 命 遠慮十日 | 願 差扣五日 |
| 禁錮 | 命 遠慮三十日 | 願 差扣二十日 | 願 差扣十日 | |
| 謹慎 | 願 差扣二十日 | 願 差扣十日 | | |
| 遠慮 | 願 差扣十日 | | | |

- 無勤ノ者ハ願ニ及ハス圖例ヲ照シ差扣
- 枝遠慮ノ枝ハ一切差扣ニ及ハス
- 禁錮以下家族ノ者慎方
- 本門ヲ閉チ潛リ門出入^{戸主ノ外片扉ノ切}
- 外見ニ係ル窓關等之ヲ鎖ス

- 犯者ノ他人ニ面接スルヲ禁ス
- 遠慮謹慎ニ係ル者實父母疾病危篤ナレハ依願侍養看護ヲ許ス
- 一切願伺ヲ禁ス事故アレハ親族ニ之ヲ願ハシム
- 親子兄弟叔姪祖孫並醫師ノ外他人應接ヲ禁ス

右の松山藩の士族刑典もおそらく政府における刑典改革の影響を受けてをるものであらう。併し士族の刑罰を割腹、流、禁錮、謹慎、遠慮としてゐる事は政府の「假律」が刎首、自盡^(以上願裁と體刑との別あり)、流罪、奪刀、奪祿、貶席、禁錮、逼塞、遠慮、差控と定めた事とは少々異なるものがあるが、松山藩に於ても「遠慮以上ノ罪犯ハ官俸給俸共ニ之ヲ給與セス」とし、「假律」の奪祿と少々相似たる附加刑を置いてゐる。併し乍ら松山藩士族刑典亦極めて過渡的な一時的急に應ずる爲の特徴濃く、士族の犯罪を律するには此れのみを以つてしてはもとより不完全なものであつたと思はれる。それ故に松山藩の士族刑典も簡單なるものである事は否む事が出来ない。併し乍らかゝる刑典の改正にも亦中央政府の刑法典の改正に對する意圖が直接に反映してゐるものであると見なければならぬ。おそらく各藩は戦々兢兢として來る可き彼等の運命の如何になり行くやを疑心し、政府の方針に此れ追從する事のみ努力してゐたものであらう。舊幕以來の堆積せる刑罰法規を一擲して急激に新しき刑典を編纂せんとした彼等の意中は奈邊を目的としてゐたのであるか、明白にわかる様な氣もする。

次に金澤藩も亦刑律の改正を行つてゐる。「刑律釐正」と表題する刑典の内容を検するに、此れは明らかに金澤藩の明治三年の刑典にして^⑩、其の奥書に

刑律御確定ニ相成候付別紙到來寫被付進之申候已上

午二月七日

井口少屬

飯森藩掌殿

と記され、更に其の奥に

新律豫御確定相成候ニ付別冊相違之候已上

正月廿二日

刑法所カ

郡治局

と記されてゐる。内容は初め

一 徒罪之者月數者、最初罪狀申渡候月カカそへ、一ケ年者十二ケ月、一ケ年半者拾八ケ月、尤間月ともかそへ可申事

但徒罪之者、首ニ鐵輪をはめ、鎖をおろし、^{目カ}月立色之木綿を以其上を包、目印ニ可致事

一 盜賊之者従前入墨被仰付候得共向後被廢候事

一 徒刑中脱走等いたし候者者、改而取極徒刑之月數、徒刑之事

一 死刑春夏之内不被仰付候へ共、四季無御構被仰付候事

の四ケ條の一つ書を記したる後に「改正刑律」と記され、以下徒刑六等(壹ケ年、壹ケ年半、貳ケ年、貳ケ年半、三ケ年、生涯徒刑)、死罪三等(斬、梟、磔)に分ち、夫々其等刑罰に該當す可き犯罪を列記したる後、「改正刑律」と直接關係なき「賊物價直大概」の見出しの下に、米並麥大豆小豆菜種粳稻反物佛具夜具武具馬具茶之湯道具其他の諸物價を列舉し、最後に

右十八ケ條之分者兼而代料難極置、依而九十八ケ條ニ相當候品、賣拂代價相知候分者、尤其代價を圖立候義ニ候得共、代價不相辨品者、大體代料之半高を以圖り立可申事

とある。併し此の「財物價直大概」は明治期になりて社會の不安と共に、急激に高騰しつつありし物價を公定せるものであつて、明治初期の經濟状態の一端を示すものであるが、直接「改正刑律」に關係なき故に此處には省略して置きたい。扱「徒刑六等」の壹ケ年の徒刑に處せらる可き犯罪は次の如くであつた。

壹ケ年

一金五兩ハ貳拾兩迄盜取候者

但錢穀並品物を盜取候者者、代價を積者本文之金高を準的として論決すへし、貳拾兩壹朱ハ以上者貳拾壹兩ハ付て論すへし、若金五兩ニ不到者者、小賊之名目ヨ而、詮議中牢屋ニ留置、日數見斗宥すへし、且舊惡之度數

ニ不抱、金高五兩ニ滿候ヘハ一年之徒刑

一 土藏を破り金五兩以下盜取候者

六 明治初頭に於ける二三の藩の刑法典について

但盜取候品無之候得者、小賊ニ問て論すへし、土藏破リハ盜取候錢穀並品物共代價を積立、一ト通り之竊盜より一等を加へて斷決すへし

一 つふし牛馬を賣買之者

一 寺住職ニ者無之清僧ニ而、女犯いたし候者、尤徒之年月滿候上ハ還俗

但償金七兩貳分指出候得ハ徒刑ニ不及、還俗も不爲致候

右は徒刑一年に處せらる可き犯罪で輕き竊盜、屠殺牛馬の賣買、住職にあらざる僧の女犯等は此れに該る。右の内、特に説明を必要とする犯罪はないが、たゞ最後の但書に一償金七兩貳分指出候得ハ徒刑ニ不及、還俗も不爲致候」とある文言は少しく注意を要しよう。贖罪金七兩貳分を出して免罪となつた犯罪は「女犯」である。當時市井に所謂間男の相場は七兩貳分なる事が世間の大法として行はれてゐた。此れは姦通が發覺すれば七兩貳分を本夫に指出し、内密に取計ひ貰ふ事を頼んだ事を云ふのである。七兩貳分は十五兩の半分であるが、何故に十五兩を二分したる七兩貳分を提出して姦通が内密に取扱はれしやに就いての根據は種々推察し得るけれ共、自分には今日尙其の確かなる理由を發見し能はない。

次に壹年半の徒刑を科せらる可き犯罪は次の如くであつた。

壹年半

一金貳拾壹兩ハ三拾六兩迄盜取候者

但錢穀並品物を盜取候者、代價を積り立、本文之金高を準的として論決すべし、三拾六兩壹朱より以上者、三拾七兩ニ付て論すべし

以下貳ケ年の徒刑は「三拾七兩ハ五拾貳兩迄」に、貳年半の徒刑は「五拾三兩ハ六拾八兩迄」、三ケ年の徒刑は「六拾九兩ハ八拾四兩迄」の「錢穀並品物盜取候者」に夫々、科せられし徒刑であるが、三ケ年の徒刑の内に

一 寺住職之清僧女犯之者、尤徒之年月滿候上者還俗

但價七兩貳分指出候へハ住職取揚不及致還俗候

一 夫トある女密通いたし候者、並密夫とも同罪

但男女共價金七兩貳分宛指出候者者、不及徒刑

實に間男七兩貳分の慣習が頗る廣く法の上に採用せられてゐるのを見るであらう。

其の次に終身徒刑なる生涯徒刑を次の如く規定してゐる。

生涯徒刑

一金八拾五兩ハ百兩盜取候者

但錢穀並品物を盜取候者ハ代價を積立、本文之金高を準的として論決すへし

一 不届之義有之ながら支配頭申渡を背き、悪様ニ書調、落文等いたし候者

一 輕き者、身柄之者に對し不法之者

一 其身斬罪ニ決し候共、相牢之者之不屈を及訴候者
一 實之子を拾置候者

但拾置候中、子死する時者、斬罪

一 天下通用之金錢並金札を似せたる者、暨御領困^{國カ}通用錢手形贋たる者

一 役場之印を似せたる者

一 贋升贋秤持候而、利欲之爲ニ取用候者

一 謀書謀判いたし候者

但到而輕き分ハ三ヶ年徒刑

要之、生涯徒刑即ち終身徒刑は多額の錢糧並財物の盜、落文、輕き身分の者が相當の身分を有する者に對して不法行爲を爲す場合、斬罪犯人が相牢の者の不正行爲を告訴せし場合、實子を遺棄せし場合、通貨及金札贋造者、公印偽造者、度量衡偽造者、謀書謀判者等に對して科せられたのである。次に死罪三等が規定された。死罪三等は上述せし如く、斬、梟首、磔で、夫々の犯罪は次の如くであつた。

斬

一金百兩壹朱以上盜取候者

但錢穀並品物を盜取候者者、代價を積立、本文之金高を準的として論決すへし

一 賊之^{荷カ}奮惡兩度有之上、重而致盜賊候者

但旧惡以來之金錢盜取候品物共、代價を積立、百兩迄之分者、一等御宥免、生涯徒刑

一 密夫申合、夫トを可殺仕形有之者

但さらし之上申付へし

一人を打擲いたし誤而死ニ致^{さカ}せたる者

但打擲もいたさず、眞に誤而人を傷き死ニ致たるハ罪なし、葬埋金五兩を出して、其死たる者之家ニ渡すへし

一 我子を強か致折檻、誤而其子相果たる者

但夫ト等之申付ニ任て我子を打擲いたし、右爲體ニ致候者、一等を減し生涯徒刑

一 死刑御宥免之上重而致賊候者

一 盜ニ入刃物ニ而捕手等ハ底付候者

一 おちおは繼母を強か致打擲候者

梟首

一 おちおは繼母を殺する者

一 妻子兄弟を殺す者

但密夫をいたし候妻を殺候者ハ、吟味決定之上御宥免

一 先主人を弑する者

一 故更ニ人を殺す者

一 父母を打擲相およひ候不孝者

但致而輕き分ハ徒刑之内ニ可處

一 小兒を賣請、往來等ニ捨置候者

一 人家に付火いたし候者

但引廻し之上申付べし

一 徒黨を企候張本之者

一 追剽^カ追落之者

一 人家に忍入人を縛置、致賊候者

一 主人に申遣し訴狀等出し候者

一 人を毒害いたし候者、暨毒害する爲ニ毒藥を取扱候者

一 御城中並役場之御土藏を破、賊いたし候者

但盜取候金高之多少を論せず、本文之通、若盜取候品無候得ハ、生涯徒刑

一 斬ニ可處者入牢中牢屋を破り逃去候者

但本罪死ニ致らざるもの牢屋を破り候得ハ斬ニ處すべし

磔

一 君を殺する者

但君之父母妻子等を殺するも同罪

一 父母を殺する者

但祖父母曾父母高曾父母を弑するも同罪

以上は死罪三等の全文である。元來近世期に於ける金澤藩の刑罰法規は既に相當多數の法令集が坊間に發表されてゐて、其大様を推知するに難くないのであつて、諸藩法の内にも管見する所によれば、金澤藩の刑罰は他藩に比して特に嚴刑主義を明瞭に示せるものであり、酷刑と稱す可きもの少なしとしない。今夫等の諸法令集に示されたる刑罰と、此處に紹介せし「刑律釐正」の諸刑罰とを一々比較する事を避けるが、以前より金澤藩は刑罰の一種としての徒刑制を採用してゐなかつた藩であつた。然るに明治以後になりて徒刑制を採用した事は、以上に示せる如く簡單ではあるが、改正刑律の冒頭に一ツ書とされたる數箇條の趣旨より此れを推知する事を得るであらう。金澤藩の「刑律釐正」はおそらく刑律の原則的律文を定めたるものである事、岡山藩、松山藩等の前掲の法典と等しく、網羅的に此の法典内に諸犯罪に對する刑罰を定律せるものではないと見ねばならない。法三章的な禁令即ち殺人、強盜、姦淫罪を中核として、それに關聯する若干の刑罰を附加したるものに過ぎないのである。蓋し後考する様に、金澤藩の「刑律釐正」は單に徒刑、死刑に該當す可き諸犯罪を例示したるものと見る可く、「改正刑律」と頭書されてゐても、これを一の刑法典と見る

を得るや否やは頗る疑問と稱す可きものである。併し乍ら維新革新の風潮に影響されて金澤藩に於ても従来より採用せる刑罰上の原則に則しつゝ、新たに刑典の改正を企てた事は、以上の事實より明白に此れを看取し得るであらう。その改正刑典も諸藩の刑典と同じく、廢藩置縣と共に一様に廢止を見たものであつた。地域的刑典、身分法的色彩濃厚なる刑典は、やがて全國に對する統一刑法典の頒布によりて、總て廢止せられたけれ共、藩刑典の存在はもとより藩存在の否定と共に否定し去られねばならないものである。即ち我國が近代的統一國家の實態を始めて具有するに到るには國內的の法の統一は不可避の前提條件である。かくて我國が近代國家の外觀を呈し始めしは中央集權制の確立を見たる四年七月十四日の廢藩置縣の斷行を見し後であると考へねばならない。藩法、夫れは地域的なる效力範圍を有する法が中央政府の法に優先して實施せられしものであるが、かゝる法の存在する事は恰も *Imperium in imperio* の状態が尙我國内に嚴然として繼續し、存在してゐたものと見なければならぬものであらう。かゝる分權的諸藩法の否定の上に實質的なる統一的近代國家は樹立され得るのであつて、各藩のあわたいしい明治初期に於ける刑法典の改正事業も、夫れは泡沫の如く果敢ない運命に終つたものであつた事は、我國が統一的國家構造を採るに到つた必然的歸趨である。併し乍ら、明治初頭に於ける諸藩の急激なる行政組織の改正の裡に、又當然に刑典の改正も行はれたものである事を知らねばならない。従来比較的看過されたる此の點を特に指摘し、

今後の新資料の續出を期待するものである。自分は明治初頭の諸藩の改革に關してはあらゆる面より此れが検討をなさねばならぬ問題を多く殘してゐる事を深く信するものである。此の諸藩の改革の變革過程を検討するに非れば我國が近代國家形態を如何にして採用するに到つたかの經緯を知り得る事が出来ないものであらうと思ふ。

更に編集されし年の不明なるも、明白に明治初頭に編纂されしものと推察されるものに仙臺藩の「刑罰局格例調」がある。併し刑罰局なる組織は實は仙臺藩の明治以後の藩政改革にも見えてゐない。二年十月二日の改正に於ては律部寮があり、此れが糾問司と捕亡司に分れてゐるのである。三年五月の改正に於ては勅政廳中に「左ノ係ヲ置ク」として刑法係を置いたが、刑罰局は此の刑法係を指稱したのか、尙これを詳細にし得ない。併し乍ら本書は明治初頭の仙臺藩の刑罰格例を調査せしものである事は此の内容を一讀すれば直ちに首肯されるのであつて、此の點は今更申す迄もなき所である。此の内容は士族刑法、卒族以下刑法、倫理ヲ紊ル類、殺人之類、盜賊之類、奸惡之類、法令違犯之類、緩慢之類、過誤寛宥之類、不法不義類に分れ、總て百四ヶ條ある。仙臺藩の藩法を編集せるものとして坊間流布されてゐるものに『法禁』なる一書があるが、『法禁』の内容を此處に縷説する事は避け度いけれ共、右の「刑罰局格例調」は「格例調」と記せられる様に、確立せる刑典ではなく、従来より仙臺藩に於て行はれるたる刑罰取扱例を調査整理したるものであると推察し

得る。先づ士族刑法には「一於牢前刎首 一於牢前切腹 一其身屋舖ニテ切腹 一遠流 杜鹿郡 江島 一近流 杜鹿郡 同郡 田代 同郡 網地 同郡 長渡 一他國追放 一遠川切追放 但北方ハ盤井郡水上川ヨリ北南方ハ柴田郡阿武隈川并宮川ヨリ南ヘ遣候 一他人預 一三郡追放 宮城郡 名取郡 黒川郡 一二郡追放 宮城郡 名取郡 一壹郡追放 城下並宮城郡 一城下追放 一親類預 一改易 一減録 一逼塞 一閉門 但隠居並子弟之類ハ閉戸 一塾居 一謹慎 一呵申付候事」の諸刑を列擧してゐる。即ち最も重刑を刎首とし、最も輕き刑を呵とし、其間十八等の等級に別つてゐた。次に「卒族以下刑法」の内其の重きものは「一竹鋸ニテ挽首後磔 一火罪 一磔 一梟首 一刎首 一遠流 杜鹿郡 江島 一嶋奴 但杜鹿郡田代網地長渡三嶋之名主ヘ相預置候事 一近流 杜鹿郡 同郡 田代 同郡 網地 同郡 長渡 一遠川切追放」であつて、此等の刑罰は

以上家財欠所申付候

右之罰條ニ當リ候罪科之内、情狀輕キ者ハ、其時々取調五六ヶ年之奴ニ相行、遠郡之邑長ヘ預置候事

として附加刑、欠所が右の本刑に加へられる場合があつた。次に「一奴 但追放之等ニ相當之者ハ凡而奴ニ相行候 一三郡追放 本所並向寄郡邑三郡之内ニ入ルヲ禁ス、タトヒ右罰條ニ相當候罪科トイヘテ、事狀ニ依リ奴ニモ相行候 一二郡追放 但三郡追放理書之通以下倍隸准之 一壹郡追放 一壹邑追放 城下共ニ

一城下追放 一扶持米召上品ニヨリ半扶持召上 一牢舍 一戸結 一押込 一親類共に預置 但亂心又續成兼候者之類 一償錢 以上」と定められた。近流、遠流地に指定されたる杜鹿郡田代、網地、長渡、江島は仙臺藩領の島嶼にして田代、網地、長渡は杜鹿半島の東南方洋上にある島、江島は東北方にあ

る孤島である(仙臺藩では遠流の事を遠島とも稱してゐた。例へば享保三年五月の法令。参照)。又三郡追放地なる宮城郡は仙臺城下町の所在郡、

其の北に近接して黒川郡、宮城郡の南に接して名取郡が存在してゐる。仙臺藩流刑に關しては天明五年閏五月の「流人島格式」が存在する。次に士族刑法に關しては別段説明す可き箇條を認めない。併し卒族以下刑法の内に「嶋奴」として奴刑を認めてゐる事は、これは注意す可き一種の刑罰であらう。奴刑は仙臺藩のみならず對馬藩にも採用せられ、實例を徵するに、仙臺藩では天保十四年頃の嶋奴の例を示せるものがある。更に「奴 但追放之等ニ相當之者ハ凡而奴ニ相行候」とあるも亦もとより奴刑の一である。たゞ幕府法と異なる點は幕府法の所謂奴刑は『公事方御定書』によれば「奴 望之もの有之候へば遣。但望候もの無之内は牢内ニ差置」とされてゐるけれ共、實例を徵するにこれは「奴女」即ち主として女に對して科せられし刑である。併し仙臺藩の奴刑は男女の性を問はない。もとより奴刑はいはゞ人格的自由の否定を刑罰の内容とするものであつて、此の點は幕府法、仙臺藩とも何れも同様である。次に「倫理ヲ紊ル類」には尊長、尊屬親に對する犯罪を規定した。此の人倫悖反行爲は重刑を以て處罰せられし事は我國の道德上當然であつて論ずる迄もなからう。例へば

- 一主人ニ毒ヲ與候者、不至死トモ、市町引晒、磔ニ相行候事
- 一父母ヲ打擲或ハ疵付候者、於當所磔ニ相行候事

附手ニテ打候者梟首、突倒候者遠川切追放ニ相行候例モ御座候事

母ヲ打擲蹴倒シ候士、刎首仕候事

一伯父ヲ打擲シ候者遠流、疵付候得ハ梟首仕候事

一君父之非ヲ訴候者、於當所磔ニ行候事

一夫兄ニ不順ナル士ハ刎首、卒族以下ハ梟首仕候事

事狀ニ依、輕等ニモ相行候事

一子ヲ捨候者牢舎、或ハ豊村追放ニ行候事

一竹ニテ被打候由ニテ伯父ヲ打候者近流相行候事

一夫留主中家出シ他へ縁付候女、近流、事狀ニ依、輕ク相行候例モ御座候事

一母之居家へ相越シ高聲ニ噪、白刃ヲ顯シ候士族、刎首仕候事

一家跡ヲ可奪タメ本主へ毒酒ヲ與ヒ候者、磔相行候事

一病身之妻ヲ追出シ流浪ニ爲至候者、近流相行候事

右は「倫理ヲ紊ル類」の全文であつて、此種犯罪が頗る重刑を以て處罰さる可き事と規定されてゐるのは注意せねばならぬ點であらう。右の各條文に見ゆる倫常悖反行爲に關しては説明を爲さねばならない點も多い。殊に當時に於ては何を「倫理」と考へてゐたかの點に關しては特に考へさせるものが多く存在するが、此處には論、多岐に亙るを懼れて述べない事とし度い。

次に「殺人之類」三十三條が列記されてゐる。尊長、尊屬親に對する殺人犯は嚴刑を以て臨む

點は、論ずる必要もないが、尊屬親が卑屬親を殺したる殺人罪は、例へば

一養子不當之所行有之由ニテ怒氣ニ乘シ刃傷死亡ニ爲至候士族、減録之上、閉門申付候事

一小兒ヲ差置、妻出奔シ養育成シ兼、所置ニ逼リ、右小兒ヲ殺害シ候卒族、入牢申付候事

一短慮ニテ弟ヲ刃傷シ、右疵ニテ死亡爲至候士族、切腹申付候事

一養弟不當之所爲有之由ニテ、父俱々刃傷死亡爲至候士族、遠流相行、父ハ録之半ヲ減シ閉門申付例ニ御座候事

一妻ヲ殺シ候者、士ハ切腹、卒族以下ハ刎首ニ相行候事

但妻不届有之由ニテ短慮ニ殺害シ候士族、遠流或ハ同所行ニテモ其品ニ依及殺害候テモ閉門申付候例モ御座

候事

一酩酊酒シ家僕ヲ手殺シ候士族、流罪ニ相行候事

一卒示ニ下男下女ヲ殺シ候者、流罪ニ相行候事

一狂亂シ弟若ハ妻子並下男下女ヲ殺シ候得ハ永ク入牢申付、又ハ親類ニ預、圍ユ入置候例ニ御座候事

但病鬱蕩心シ妻ヲ殺シ候士族、入獄申付候例ニ御座候事

以上に於て既に明白なる様に主人の從者に對する殺人犯、尊屬親の卑屬親に對する殺人犯は此の反對の場合と比較すれば著しく軽い事は、此の點も一應注意せねばならない點であらう。若し夫れ殺人強盜は「梟首、品ニ依磔」で、僅かに「明證無之者ハ遠流」となつてをり、妻、密夫と計りて本夫を殺したる場合の所謂本夫殺しは妻、密夫共に磔、姦夫の本夫殺しは梟首と定められてゐる。併し乍ら

一無禮ノ舉動ニ被及候カ、何ソ無據筋有之、人ヲ手殺候者ハ無構差置候事

の規定が存在する事は頗る注意す可き點であらうか。所謂「切捨御免」の原則も亦此の條文によりて定律されてゐたものとも見る事が出來ようが、明治期に入りては寧ろ、説明する迄もなく行爲の違法性を阻却する所謂緊急行爲を規定するものと見ねばならないものであらう。併し斯の如く解釋し得るとせば、此の場合は緊急防衛に該る規定であると推察される。更に過失殺人罪に關しても二三の規定を設けてゐる。即ち

一 砲發シ誤而人ヲ殺候者、壹郡追放ニ相行候事

一 餅ヲ搗候節杵ヲ誤テ傍人之頭エ當、死亡ニ爲至候者、三郡追放ニ相行候事

更に又、次の一條も「誤テ」の文字は見えないけれ共、過失殺人罪を構成したものであらう。

一 妻ト口論シ、薪ニテ衝キ死亡ニ爲至候者、近流ニ相行候事

果して然らば以上の三ヶ條は何れも「不注意」に基き、換言すれば「誤テ」他人に危害を加へたるもので、一般の注意義務に違反せる行爲として故殺よりも軽く處罰せられしもので、前二ヶ條は認識なき過失、後の一條は認識ある過失と見るを得ようか。以上の外に尙單純なる殺人幫助に關する規定も定むる所があるが、特に

一 親ヲ被及打擲候ヲ憤リ、爭擊候エ助力シ、右子供俱々相手ヲ打殺シ候者遠流ニ相行、子供ハ近流ニ相行候事

なる一條がある。右も亦一種の殺人幫助罪に關する規定であるけれ共、親が打擲に逢ひ、其の傍に此れを防止する事を得ず立てる子供を見て、義憤を覺え其の子供と共に加害者を殺害せる場合の處罰規定なる事に特色を有してゐる。併しかゝる場合に於ても一般の殺人幫助罪と同じく殺害者を遠流に處してゐる事は注意す可き點であらう。而も「子供」に對し近流に處してゐる。此の「子供」の年齢は此の場合全然此れを知るに縁はない。併し乍ら明らかに本條は「子供」を完全なる責任能力者として取扱つてゐるものであつて、たゞ近流となれる理由は殺人に到れる原因が眞に止むを得ざるに出でたる爲であるからである。本條は「子供」を限定責任能力者として取扱つてゐないものと見ねばならぬであらう。次に

一 密夫ヲ殺シ、妻ヲハ手延ニシ候未熟之者ハ近流ニ相行候事

とある條文も、我國民の信念に於ては姦夫姦婦は二つに重ねて四つに切らねばならないものであるにも拘らず、姦夫のみ此れを殺害し、妻を殺害せざる者に對して近流を以て、倫常の大道と考へられた行爲の履行を強制せる條文であつて、我國特種の慣習を明定せるものである。以上は「殺人之類」であるが、次に「盜賊之類」が續いてゐる。

「盜賊之類」には全條三十六ヶ條の規定がある。公物竊掠、主人の物の盜、強盜、竊盜(小盜)、追剝追落し、人商即ち略取及び婦女誘拐、牛馬盜、田野盜、贓物の寄藏、故買、牙保等を此の内に

規定した。たゞ士族が強盜及び略取等を行ひたる場合は極刑を以て臨み、一般卒族の場合と區別してゐる點は身分法的色彩の露呈せる一點であり、又業務上の盜には頗る重刑を科した。例へば

一驛繼之馬丁、其身駄送之荷物盜取候得へ、藩中傳馬町引晒臬首ニ相行候事

とし、一般人が「驛場駄送之色品」を盜取したる場合も僅かに「三郡追放」であるにも拘らずこれは著しく重刑であると云ふ可きである。更に奴刑の一として

一凡下女、盜仕候得へ壹ケ年奴ニ相行、盜ヲ本業ニ仕候得へ五六ケ年奴ニ相行、遠郡名主エ預置候事

一重盜賊ヲ止宿セシメ盜品賣捌候世話仕候者へ、遠川切追放ニ相行候、品カロク候得へ奴ニモ相行候事

が見える。「盜賊之類」に關しては論ず可き點もあるが先に急がねばならない。次の「奸惡之類」は十九ヶ條の規定を有し、「奸惡」と考へられてゐた智能犯を中心に徒黨、放火、失火、「江ノ島破」即ち一般に島破りと稱せられし流罪地の脱逃等に對する刑罰を列記してゐる。放火犯が火罪となれる點は幕府法と同じである。

一物ヲ盜ヘキタメ、人家エ火ヲ放、燒失爲至候者、火罪ニ相行候事

但其事不遂者へ遠流、小兒徒ニ火ヲ付候者流罪相行候例ニ御座候事

とせる點は放火未遂、小兒の放火亦刑罰を科せらる可き旨を規定せるものであらう。又

一權威ニ誇リ注血盟書シ黨ヲ結、我意ヲ撞ニ致候陪諫劊首、右エ黨シ候者流罪、以下ハ減祿閉門等申付候事

一江ノ島ヲ破候者並獄屋ヲ破候士族劊首、卒族以下ハ臬首、助力致候者モ同様相行候事

とある二ヶ條は、前者は士族の黨を結び不正なる行動に出づるを禁止する條文、後者は遠流地なる江島を脱出せる流人及び破牢人に對する刑罰を規定せるものであらう。尙奴刑に

一遺恨ヲ以テ重冤ヲ申懸、入牢之苦痛ニ爲至候者、奴ニ相行候、事之輕ハ入牢ニモ相行候事

の一條がある。特に珍しき條文としては

一扶持米相渡候證印ヲ贋作シ、他之扶持米ヲ窃候士族劊首、其事不遂候得へ遠流相行候事

右は極めて其の例の少なき條文であつて、又以て當時の士風頹廢の一端を示すものであらうか。

更に其の次に「法令違犯之類」三十三ヶ條がある。内容は博奕、禁制清酒及び濁酒密醸、遊女、操芝居見世物興行、奉公人、出奔、富鬪、鐵砲所持等が禁令違反行爲と見られ、此等違反行爲を中心に多くの規定を列擧したのであるが、其の内、殊に注意す可きは

一身分輕キ者、身許ヲ僞リ士族之養子ト相成候得へ臬首ニ相行候事

一身分輕キ者、身許ヲ僞リ士分陪諫之養子ト成候へハ遠川切追放相行候事

一人人ニ被欺身分輕キ者ヲ養子ニ仕候士族ハ改易又ハ閉門ニモ相行候、最初ヨリ乍心得居、養子ニ仕候士族遠流

又ハ輕輩ヲ其身弟ト稱シ士エ養子ニ遣候者近流、又ハ同ク養子ト仕候節親類ト僞リ連印仕候者近流、品ニ依リ追放ニモ相行候事

一金錢ヲ貪リ養子貰受候士族改易相行候事

一商人之娘ヲ妻ニ致シ候士族改易相行候事

の一連の箇條である。仙臺藩内の士族は既に近世中期頃より多くの藩の武士階級の者と同じ家政困窮を痛感するに到つてゐた事は先人の研究する所に依り明白なる所であるが、彼等は幕末より明治初頭にかけて比較的富有なる商家の子弟を養子となし、又は妻となして、家政の挽回を策してゐた。以上の數箇條は正にかゝる行爲に對する罰則である。又奴刑の例に左の數箇條が存してゐる。

- 一 百姓町人博奕ヲ犯シ候へハ一ケ年奴ニ相行、宿仕候者ハ市町之辻或ハ當所ニ於テ日數七日晒後奴ニ相行、鄉村役付又ハ町役之者へ預置候、其中奴ニ難相行者ハ日數三十日入牢申付候上過料錢召上、女モ同様申付候事
- 一 相禁シ置候節、禁ヲ犯シ濁酒造候へハ、犯人並組合共過料錢召上、清酒密造之者ハ奴ニ相行、密々酒商賣之者入牢申付候事

- 一 禁ヲ犯シ操芝屑並小見セ物等、都テ木戸ヲ擗、錢ヲ取、多人數集會爲仕候者ハ、地主並主立候者奴、地主不居合候トモ向等ニ相行候、下略

- 一 無始末ニ他藩ニ奉公ニ取付候士族刎首、士以下ハ流罪又ハ三郡追放相行、事柄ニ依リ奴ニモ申付候、下請之者遠川切追放又ハ壹郡追放相行候

- 一 召仕之女ニ姦婦ニ均敷舉動ニ爲及候者ハ奴、右之女並遊女ヲ相手ニ仕候者、入牢申付候事
- 一 鐵砲無始末ニ持居候者並猥ニ鐵砲買候者、奴ニ相行候、其中押込申付、過料召上候例モ御座候事
- 一 諸品法外之高價ニ賣立候商人、奴ニ相行候事

但其時々取調之上、事狀次第追放並市町ニ晒過料ヲモ召上候例モ御座候事

以上七箇條は、奴刑を科せられし犯罪である。更に又

- 一 遁逃ノ百姓、其者之五人組一人ヨリ過料金一兩ツ、召上候、遁逃百姓ヲ潜匿爲仕候者、過料金五兩、右五人組モ一人ヨリ金一兩ツ、召上候、尋出シ引返候ハ、其者之過料ハ相返候、極貧ニテ無據逃去候者ハ入牢申付、跡々百姓人頭指除申候事

とあるは、五人組より逃亡百姓を出したる場合は、組内の者は連帶して其の責任を問はる可しとする規定である。所謂走百姓の出るを防止する事を各藩共に腐心してゐたが、此の罰則は走百姓禁制に關する規定と云ふ可きものであらう。

次に「緩慢之類」九ヶ條が記載されてゐる。「緩慢」とは職責怠慢を云ふ。例へば九ヶ條の最後に

- 一 在職ノ者勤方緩慢或ハ賄賂ヲ貪リ、又ハ藩用ノ品物ヲ損亡仕候類ハ、其情狀ニ依改易又ハ閉門疊居、品ニ依、謹慎、士以下モ右ニ准シ相行候事

とある一ヶ條は、「緩慢」の意味を最も明截に現はせるものであるといへよう。「緩慢之類」の残り八ヶ條は左の如くである。

- 一 吟味中親類エ預置候者取逃シ候得ハ、其節結合候親類祿半ヲ減シ閉門、士以下ハ入牢又ハ追放ニ相行候事
- 一 卒族預之囚人取逃候得ハ、扶持米召上、百姓等ハ戸結、陪隸ハ押込申付候事
- 一 亂心者之締リニ附居、取逃シ候士族、謹慎申付候事
- 一 士分之者ヲ不探索ニテ、士外ニ取扱ニ仕候者、卒族ハ入牢、士族ハ閉門申付候事

- 一 卒族エ不吟味ニ繩相懸候捕亡卒等、押込申付候事
- 一 粟米運船ノ俵數ヲ改違ヒ、又ハ等閑ニ改所ヲ相通シ候役人ハ閉門申付候、品ニ依輕クモ相行候事
- 一 藩用之諸品ヲ私ニ質入シ、奸巧ヲ縱ニ仕候士族刎首、士以下梟首相行候事
- 一 藏守役所守之藏ヨリ品物被盜取候ヲ不心付居候者、押込申付候事

以上は「緩慢之類」の全條文であつて、別段説明を要す可き點はないであらう。更に進んで「過誤寛宥類」は二ヶ條よりなる。即ち

- 一 狂亂之者人ニ疵付候得ハ、親類ニ相預圍入申付候、親類無之者、士以下ハ永ク入牢申付候事
- 一 七拾歳以上拾五歳以下之者、其罪之品ニ依、一等相宥候事

右は責任能力に關する規定であつて、其の初の一條は精神障礙者に對する規定である。精神障礙者は結局、刑罰に對する反應作用を缺くが故に、刑罰適應性はないものと見ねばならない。仙臺藩の「格例調」が、斯の如き刑罰能力なき者の傷害罪に對して特に刑罰を科せずとしてゐる事は、假令それは單に傷害の場合にのみ限定されてゐるものであるとはいへ、注意して良い條文である。此の場合の「親類ニ相預圍入申付候」及び「親類無之者、士以下ハ永ク入牢申付候」は刑罰として圍入を申付けられ、入牢せしめられてゐるものではなく、危険なる人物を社會より隔離してゐるものと見る可きであらうか。後の一ヶ條は限定責任能力者に關する規定で、七十歳以上十五歳以下の者の犯罪は事情の如何に依り、其の刑を一等減す可き事を規定した。

最後の「不法不義類」は二十ヶ條よりなる。此の内、密通に關する刑罰規定は六ヶ條で、密通は奴刑の重きもの即ち「嶋奴」刑に處せられてゐる場合が多い。其他喧嘩口論、制服違犯、囚人奪取、召捕人に傷害を與へし者、士族を打擲せし者、郷村の害になる者、懷妊の女を打擲し因つて墮胎せしめし者、謹慎中他行せし士族、酒店に入飲酒せし士族、百姓町人の帶刀者、法外の高利を取りて金子貸借せし強慾者等に科す可き刑罰を規定する所がある。特に其の條文を一々列記する必要もないであらうと思はれるが、其の二三を例示して置かうと思ふ。

- 一 有夫之女エ密通シ候男女ハ共ニ嶋奴、強而犯シ候ヘハ男ハ死罪、女ハ無構差置候事
- 一 但有夫之女エ密通之士族遠流、女ハ近流ノ例モ御座候事
- 一 無夫之女エ密通シ候男女ハ共ニ入牢、強而奸候得ハ、男ハ嶋奴、女ハ無構差置候事
- 一 但無夫之女エ密通シ候士族閉門、女ハ謹慎、淨土眞宗之出家ハ蟄居ニ相行候例モ御座候、在職ノ者右之所行御座候ハ、其人其役ニ依テ其時々取調、死罪ニモ相行、或ハ死罪相宥候例モ御座候事
- 一 喧嘩口論、人ニ疵付不具ニ爲至候者ハ、遠川切追放、不具ニ不至候ハ、入牢申付候事
- 一 臆病ニテ争鬪之場ヲハツシ候得ハ、士族並從僕ハ他國追放、農商等ハ無構差置候事
- 一 但士族ハ其時々取調情狀次第死罪相行候例モ御座候

武士たる者は争鬪に際して假令、其の争鬪が不正行爲に出づる場合であつても、其の場より逃走する事を得ず、武士たるの體面を保つ爲めに、飽く迄其の場に於て結末をつけ勝負を正々堂々と決

せねばならない。かゝる場合の逃亡を「農商等ハ無構」として認むるにも拘らず、武士にのみ正々堂々の行爲を要求した事は我日本武士道が敵に背後を見せじとする強烈なる意識に依りて構成されてゐる事、士族は實に此の武士道の實踐者たる可き事を當然とせる、其の結果である。士族に關する條文にして「不法不義類」の内には尙、次の數箇條が列ねられてゐる所である。

- 一 養母ト密通シ候士族、男女共刎首ニ相行候事
- 一 士族ヲ打擲爲疵負候者、近流又ハ遠川切追放相行候事
- 一 吟味中謹慎申付置候内、他行仕候士族、閉門ニ相行候事
- 一 酒店ニ入飲酒之士族、閉門ニ相行候事
- 一 法外高利之金子貸借之士ハ謹慎、士以下ハ押込ニ相行候事

以上は夫々別段説明を必要としない條文であらう。尙

- 一 男女之別ヲ亂リ不作法ニ及者、男女共入牢又ハ押込申付候事
- 一 懷妊之女ヲ打擲シ墮胎ニ爲至候者、奴ニ相行候事
- 一 分ヲ犯シ百姓商人等帶刀致候者、奴ニ相行候事

等の條文が列記されてゐる。殊に最初の一條は男女のいやしくも倫常悖反行爲と考へられるものを廣く所罰したもので、本條適用範圍は相當廣汎なるものであらう。次の一條は後の我が「改定律例」第二百十一條に規定を見し條文であつて、此れに就いては續冊の「一、新律綱領及び改定律例に

依る二三の判決に就いて」に於て若干の考察を果して置いた。よろしく其の章を參照され度いと思ふ。最後の一條は説明する迄もなく百姓町人の帶刀に關する禁律である。

以上は仙臺藩の「刑法局格例調」の内容を概觀したものである。もとより其の全條を此處に列擧する事を避けたが、一讀後、直ちに思はるゝ事は此の格例調に於ても亦極めて整頓されざる假定のものである印象が強く感せられるのである。且又、果して此の格例調に依りて刑典が編纂せられしか甚だ疑問にさへも思はれるものがある。

扱て格例調は以上にて終つてゐるが、果して以上を以て完結せるものなりや否やに就いては考證をなす可き方法も存しない。併し明瞭なる様に仙臺藩の「刑法局格例調」は明治以前に仙臺藩に於て行はれし刑罰例を集成し整序したるものであつて、極めて斷片的ではあるが政府の律改正の影響を受けてゐる點は疑なき所であらう。

以上、自分は明治初頭廢藩置縣以前に於いて編纂せられたる岡山、松山、金澤、仙臺等の諸藩刑典を紹介したるものである。明治初頭に在りては政府も尙、新しき刑典を編纂する暇はなかつた。元年十月晦日の行政官布告にも

王政復古凡百之事追々御改正ニ相成就中刑律ハ兆民生死之所係速ニ御釐正可被爲在之處春來兵馬倥傯國事多端未
タ釐正ニ暇アラス依之新律御布令迄ハ故幕府へ御委任之刑律ニ仍リ其中磔刑ハ君父ヲ弑スル大逆ニ限リ其他重罪

及焚刑ハ梟首ニ換ヘ追放所拂ハ徒刑ニ換ヘ流刑ハ蝦夷地ニ限り且盜竊百兩以下罪不至死候様略御決定ニ相成候尤
 死刑ハ 勅裁ヲ經候條府藩縣共刑法官ヘ可伺出且總テ粗忽之刑罪有之間敷事
 一流刑ハ蝦夷地ニ限り候得共彼地御制度相立候迄ハ先舊ニ仍リ取計置可申事
 一徒刑ハ土地之便宜ニヨリ各制ヲ可立事ニ付府藩縣共見込ニ從ヒ當分取計可申追々御布令可被爲在事
 右之通被 仰出候條御旨趣堅相守猶不決之廉有之候ハ、刑法官ヘ可伺出候事
 と令せられてをり、かゝる原則を以て大體、三年の新律頒布迄續いてあらゆる犯罪を律したのである。もとより政府は刑法官に於て此の間、「假律」なるものを編纂してゐたが、「假律」は明清律を多分に採用せるものであつた事は既に再三論考したる如くであつた。元年十一月十三日には政府は前掲の十月晦日の行政官布告に基きて「新律御治定迄別紙四刑各三等ヲ以テ假ニ輕重ヲ配當致シ當節左之通處置イタシ候事」として

| | |
|--------------|-----|
| 火附、強盜人ヲ殺ス者 | 梟首 |
| 強盜、百兩以上竊盜、強奸 | 刎首 |
| 竊盜五十兩以上 | 徒罪 |
| 同 二十兩以上 | 答百 |
| 同 壹兩以上 | 答五十 |
| 同 壹兩以下 | 答二十 |

欲盜未得盜亦同

其餘之犯罪右ニ可准知事

一 死罪之儀ハ經奏裁候而可刑事

一 於盜賊ハ流罪除之

但梟刑之内姑モ難關事情有之者ハ其府ニ於テ即決追テ奏聞之事

一 火刑ハ永廢止之事(一本火刑永ク御廢止之事ニ作ル)

一 殺君父ノ大逆罪ハ臨期 勅裁之上可處磔刑事 其他磔罪廢止之

一 絞首ハ至秋季一時ニ刑之自然御大禮等ニテ赦令有之候ハ、可被免之事

一 官人並諸藩士等之刑科ハ刎首 流 禁錮 已下輕之 自盡 科略之 事

死 梟首、刎首、絞首

流 七年、五年、三年

徒 二年、一年半、一年

答 百、五十、二十

右の如き原則を定め、此の原則に基きて刑罰を斷ず可き事としたのである。實に「兵馬倥傯國事多端」の維新时期に國家永久の大刑法典を編纂する事は夫自體不可能なるは論ずる迄もない事柄であらう。併し政府は着々として刑法典の編纂に従事したのであつたが、此れに相應するが如く各藩に於

ても藩政の改革と相並行して刑典の改正を斷行したのである。以上は單に其の二三を紹介したに過ぎないが、此後の探究によりて更に多數の實例が発見される事を信じて疑はないのである。

- ① 拙著、明治法制史論、公法之部、下ノ九五二以下参照。
- ② 法令全覽、自慶應三年至明治元年、三四三。
- ③ 拙著、同上、九七八。
- ④ 此の篇目は支那法の色彩が強い。明治初頭は支那刑罰法の倣承期とも稱する事が出来るから、各藩に於ても、政府の態度を模倣して、努めてかゝる篇目を置く刑法の編纂に従つたものであらうと思はれる。
- ⑤ 公事方御定書は寛保二壬戌年三月廿七日の奥書を有する事は衆知の事實である。寛保律とは普通此の奥書を有する律、即ち公事方御定書を指稱するものである。岡山藩に於て果して寛保律と稱せられし律の編纂がありしや否やは調査しても不明であつたが、おそらくなかつたものと推定してゐる。且つ近世期にありて諸藩に於ては所謂藩法、御國法と稱せられし、各自の藩の法を有したるもの少しとしないが、他面に於て幕府の法を殆ど其の儘、基本法として適用してゐた藩なしとしない。かゝる點より考察するも、寛保律は幕府の公事方御定書を指稱するものであらう。
- ⑥ 備藩典錄は本文の様に、備藩典刑とも稱せられ私撰である。管見する所に依るも坊間に相當多數 寫本の形式で流布されてゐる。内容は近世初期、例へば寛永十一年五月朔日の諸士徒者に對する法令、同十五年七月朔日の諸士服制より寛文三年に到る藩の法令を集成せるもので、比較的近世初期に屬する法令が多い。時代順に列記されてゐる。それは備藩典錄が備前少將池田新太郎光政の時代の法令を集成したものであるからである。湯淺元禎の對する所である。有斐錄は三村永忠の撰する所、光政の嘉言善行及び光政傳棺の銘文等をも收む。大體、備藩典錄と備藩典刑とは嚴格に云へば別本であつて、有斐錄が一名、備藩典錄と稱せられてゐた。併し二者は普通混用されてゐる。
- ⑦ 此の點は後述する仙臺藩の「臆病ニテ争鬪之場ハツシ候得ハ士族并從僕ハ他國追放」と對照せよ。

- ⑧ 顯戮は公衆の面前にて戮する事、隱刑は牢内に於て戮する事を云ふ。八唐は説明する必要もないであらう。
- ⑨ 公事方御定書と新律と比較對照すれば、此の點は自ら明白に理解されるであらう。
- ⑩ 帳付ノ者、帳外ノ者とは人別改帳に記載されある者が前者にして、然らざる者が後者である。帳外ノ者は無宿者である。
- ⑪ 此の條文に該當する幕府法は存在しない。賭博犯に對して幕府法は男女の性別に依りて刑の量定を變へてゐないのである。片眉毛刺なる刑は近世の藩法の内にも見える。例へば龜山藩の如きは其の一例である。尙熊本藩に於ても徒刑囚を片鬚刺とした。
- ⑫ 法規分類大全、第一編、治罪門三、監獄、三一。
- ⑬ 拙著、上掲、一一七二以下参照。
- ⑭ 法規分類大全、上掲に據る。徳川時代に於ける牢屋制度は別に論考するであらう。
- ⑮ 同上、法規分類大全に據る。
- ⑯ 鳥取藩制改革錄。
- ⑰ 「命」と「願」に分つてゐる。「命」は上より命ぜられるもの「願」は形式上、下より願出でしむるものを指稱する。もとより縁坐刑である。
- ⑱ 財物價直大概の内を讀むに稻の箇所に「一稻、壹束代三匁、但能越兩州。一稻、壹束代壹匁五分、但石川河北能美三郡」とあるが此等は何れも能登、越中兩國を指し、石川、河北、能美三郡は加賀國の内三郡である。故に此の地を領有せし藩なる金澤藩なる事は論ずる迄もない。
- ⑲ 牧健二教授、七兩二分不義の詮證文、法律春秋、五ノ十一號。
- ⑳ 一例を舉ぐれば加藩條例記、加賀藩御留書、北藩秘鑑、舊條記、金城古定書、四冊之御定書、六冊之御定書、十二冊之御定書等がある。
- ㉑ 法禁は流布本によれば上、下二冊に分れ天和頃より寶曆明和頃に到る仙臺藩諸法令集である。

索引

(五十音順に據る。第二字目以下の順)
(序は必らずしも五十音順に據らず。)

あ

赤松小三郎.....25, 40
阿部伊勢守正弘.....9, 19, 35
阿部豊後守正外.....69
鴉片戦争.....3, 6
亞米利加總記.....12
現人神.....154
アルツジウス.....109
アレン.....86, 91
諳厄利亞人情志.....10
安政條約.....96, 97, 101

い(ゐ)

井伊掃部頭直弼.....98
威嚇刑主義.....271
啖詰利紀略.....16
英吉利新誌.....16
池田筑後守.....23
板倉伊賀守勝靜.....26, 85, 70
一局議院制.....179
嚴原藩.....119
出雲藩治職制.....123
伊藤博文.....142
岩倉具視.....142
岩下佐次衛門方平.....76
入江杉藏.....17
入江和作.....17
稻葉美濃守正邦.....86, 38
稻葉兵部大輔正己.....71

異邦巡覽日記.....46

う

右院.....142
ウインチエスター.....77
植木枝盛.....150
上田藩.....124
上田藩治職制表.....124
ウエルニー.....70
雲藩職制.....123

え(ゑ)

瀛環志略.....10
英國誌.....17, 18
英國御巡覽日誌.....48
英國政表.....16
英制略考.....50
英國的自由主義.....143
英譯對照開國史要.....107
驛遞局.....218
蝦夷地守護.....24
エルゲン.....99

お(を)

追落.....272
大垣藩.....120
大垣藩封内布告.....121
大久保越前守忠寛.....25, 85, 38
大久保一藏.....89, 96
大久保利通.....219

- 明治法制叢考
仙臺市史参照。
②③ 牡鹿郡誌、一一六参照。
②④ 金田平一郎教授、九州地方の近世刑事判決録、法政研究、十三ノ一ノ一六二以下。
②⑤ 例へば徳川禁令考後聚、六ノ三三三以下。

君民同治論.....160

け

景教流行中國碑.....11
刑政局格例調.....285
刑律釐正.....276
遣外日誌.....45
嚴刑主義.....283
限定責任能力.....291, 296
憲法私案.....146, 147
憲法草案.....146
權力分立主義.....143, 144
元老院.....142

こ

小松帶刀.....87
後藤象二郎.....25, 27, 29
御城下立退.....261
硬憲法.....158
公議輿論.....8—
公議政體論.....22
公報日誌.....149
公府.....56
航西小記.....48
航米日録.....46
國憲.....140
國憲意見.....147
國憲私考.....146, 174
國憲爭議.....177
國憲編纂起案.....140
國司信濃.....99
國主權.....173
國是十二箇條.....24
國體議案.....147
國體の立方.....18
國內事務宰相.....24

國民主權說.....144
國約憲法.....151
國論.....18, 20
根本法.....141
坤輿圖議.....11, 17, 47

さ

左院.....140, 141
西郷隆盛.....18
采覽異言.....10, 17
酒井飛騨守忠毗.....69
嵯峨根良吉.....41
坂本龍馬.....27, 28
佐倉與史.....85
鎖國政策.....3
薩英戰爭.....75
薩土協約.....99
殺人幫助罪.....290—
佐藤秀長.....45
サトウ.....18, 29, 49, 68, 77
薩道先生景仰錄.....84
三丹州會議.....132

し

四國會議.....132
四國盟約書和解.....103
私鑄錢.....238, 239
市中制法.....241
士族刑法(松山藩).....273—
私擬憲法案.....146
私擬憲法意見.....145, 146, 151
私擬憲法別案.....146
私擬憲法編纂期.....152
私擬草案.....147
私考憲法草案.....146

歐行日記.....47
岡田攝藏.....48
小笠原壹岐守長行.....70
岡山藩.....118
大槻西盤.....12
大鳥圭助.....39, 111
小栗上野介忠順.....69, 72
小栗豊後守忠順.....45
大原重徳.....98
大村藩.....132
大村藩職制.....132
嚶鳴社案.....145
嚶鳴雜誌.....152
オーリック.....6
小濱藩.....132
和蘭通船.....10
オルコック.....47, 78

か

海援隊日史.....27
海外新話.....4
會議制.....24
海國圖志.....10, 11, 12, 21, 22, 47
海國圖志夷情備采.....12
海國圖志俄羅斯總記.....22
海國圖志訓譯.....12
海國圖志籌海篇和解.....12
外國事務宰相.....24
鹿兒島戰爭.....18
改定律例.....258, 298
改曆.....230
各國對照私考國憲按.....146
攪眠新誌.....150
片鬢刺.....266—
勝安房.....47
勝侯詮吉郎.....72

勝山藩.....129
上總國聯合議事院.....132
割腹.....260
川勝備後守廣運.....72
川路聖謨.....12
假律.....258, 262, 265, 266, 271, 299
カリフォルニア州.....5
官板海外新聞別集.....48
官版六合叢談.....11
緩漫.....295
元治夢物語.....101, 102

き

魏源.....11
北畠治房.....220
基本權.....143
協定憲法.....159
京極主膳正高富.....72
京極能登守高朗.....47
京師守護.....24
切捨御免.....290
キューパー.....76
金札.....231—
近事評論.....150, 151
近世史略.....101
緊急行爲.....290
欽定國憲綱領.....167
禁門の變.....121

く

公事方御定書.....259, 262, 287
首輪.....269, 270
久保田藩.....130
クラーク.....95
栗本安藝守鯉.....72
栗本淑兵衛.....69

| | |
|---------------------|-----|
| 泰西三才正蒙 | 11 |
| 泰西輿地圖說 | 10 |
| 大日本國會法草案 | 146 |
| 大日本憲法見込書大略 | 146 |
| 大日本憲法見込書草案 | 146 |
| 大日本國政規草案 (帝號大日本國政規) | 174 |
| 大日本帝國憲法草案 | 146 |
| 高遠藩 | 127 |
| 高杉和助 | 76 |
| 瀧川播磨守具知 | 72 |
| 竹内下野守 | 62 |
| 竹内下野守保徳 | 47 |
| 田口卯吉案 | 147 |
| 田中彌五郎 | 47 |
| 玉蟲誼 | 46 |
| 探索方 | 249 |
| 彈正臺 | 214 |

ち

| | |
|------|----------|
| 智環啓蒙 | 10 |
| 智能犯 | 292 |
| 地球説略 | 10 |
| 地券 | 226, 227 |
| 地理全志 | 11 |
| 長髮賊 | 6 |

つ

| | |
|-------|-----|
| 津藩 | 128 |
| 土屋矢之助 | 17 |

て

| | |
|----------|-----|
| 帝號大日本國政典 | 145 |
| 寺島陶藏 | 87 |
| 天賦人權 | 156 |
| 天賦人權論 | 143 |

と

| | |
|-----------|---------------|
| 徒刑 | 262 |
| 徒刑規則 | 267 |
| 徒刑規則(堺縣) | 268 |
| 徒刑規則(福島縣) | 266, 268, 271 |
| 徒刑場規則 | 267 |
| 徒場脱逃 | 271 |
| 富山藩 | 129 |
| 奴刑 | 287 |
| 道義國家 | 173 |
| 東京へ遷都 | 252 |
| 東洋大日本國國憲按 | 146, 174, 150 |
| 徳島藩 | 132 |
| 獨立宣言書(米國) | 155 |
| 讀餘雜抄 | 17 |
| 徳川慶喜 | 50, 65 |
| 徳川慶勝 | 99 |
| 徳川慶篤 | 98 |
| 徳川慶恕 | 98 |
| 徳川家茂 | 26, 98 |
| 徳川昭武 | 48 |
| 徳川齊昭 | 98 |
| 徳川吉宗 | 10 |
| 鳥取藩 | 132 |

な

| | |
|-------|--------|
| 名古屋藩 | 129 |
| 中岡慎太郎 | 28 |
| 中島信行 | 155 |
| 中津藩 | 131 |
| 中根雪江 | 25, 38 |
| 中濱萬次郎 | 48 |
| 永井玄蕃頭 | 49 |
| 永井吾郎 | 47 |

| | |
|------------|---------------|
| 私草憲法 | 146, 147, 174 |
| 自由民權運動 | 66 |
| 自由民權論者 | 143 |
| 自由心證主義 | 176 |
| 尖戸左馬介 | 99 |
| 尖戸備前 | 76 |
| シーボルト | 77, 101 |
| 柴田日向守剛中 | 48 |
| 澁澤榮一 | 48 |
| 鹽谷宕陰 | 12 |
| 鳥津三郎 | 95 |
| 鳥津久光 | 95 |
| 鳥原藩 | 132 |
| 鳥破り | 292 |
| 社會契約説 | 110 |
| シヤノロン | 70 |
| シヤロット號 | 3 |
| 儒學 | 134 |
| 集議院 | 140, 217 |
| 囚獄司 | 267 |
| 閩刑條例 | 261 |
| 松陰東行後書物始末控 | 17 |
| 生涯徒刑 | 279 |
| 定抱 | 249 |
| 定三札覺二札 | 216 |
| 職方外記 | 10, 17 |
| ジヨセフ、ヒコ | 44 |
| 小便會所 | 254 |
| 人權宣言 | 110, 144 |
| 新舊時代 | 78, 82 |
| 新國圖志 | 12 |
| 新國圖志通解 | 12 |
| 新見豊前守正興 | 45, 46 |
| 新律(岡山藩) | 258— |
| 新律綱領 | 258, 262 |

す

| | |
|-----------|-----|
| 睡餘事録 | 417 |
| 末廣重恭案 | 147 |
| スタイン氏憲法草案 | 147 |
| 諏訪因幡守忠誠 | 69 |

せ

| | |
|--------|---------------|
| 精神障礙者 | 296 |
| 政體書 | 113, 115 |
| 政黨内閣制 | 174 |
| 征長事件 | 99 |
| 西遊日記 | 15 |
| 西洋官制 | 53 |
| 西洋事情書 | 23, 110 |
| 瀬田川の開鑿 | 250 |
| 窃盜未遂犯 | 271 |
| 切腹刑 | 261 |
| 錢相場 | 236, 238, 239 |
| 錢券製造 | 251 |
| 仙臺藩 | 129 |
| 船中八策 | 27 |

そ

| | |
|---------|-----|
| 搶奪 | 272 |
| 草莽事情 | 150 |
| 増譯采覽異言 | 10 |
| 續亞墨利加總記 | 12 |
| 續再夢記事 | 76 |

た

| | |
|----------|----------|
| 太政官札 | 234 |
| 太政官日誌 | 217, 218 |
| 伊達宗城在京日記 | 112 |
| 待詔院 | 216 |
| 待詔局 | 216 |

| | |
|-----------|--------------------|
| ま | |
| 間男七兩貳分 | 278 |
| マーシャル | 95 |
| 榎村正直 | 229 |
| 町役心得條目 | 241 |
| 松江藩 | 123 |
| 松代藩 | 128 |
| 松山叢談 | 273 |
| 松平石見守康直 | 47 |
| 松平縫殿頭乘謨 | 35, 38, 70 |
| 松平春嶽(慶永) | 21, 22, 25, 26, 98 |
| 前橋藩 | 121 |
| 益田右衛門介 | 99 |
| み | |
| 三岡八郎 | 234 |
| 箕作阮甫 | 12 |
| ミッドフオード | 30 |
| 水野和泉守忠清 | 69 |
| 横田楓江 | 4 |
| 民撰議院設立建白書 | 150 |
| 民主主義 | 155 |
| 民約論 | 150, 155 |
| む | |
| 村垣淡路守範正 | 45 |
| め | |
| 明治前記 | 70 |
| 名譽革命 | 117 |
| 美理哥國志略 | 12 |
| 美理哥國總記和解 | 12 |
| 米利幹新誌 | 11 |
| も | |

| | |
|------------|--------------------|
| 毛利慶親 | 76 |
| 毛利登人 | 76 |
| モンブラン | 76 |
| や | |
| 耶蘇教傳來 | 11 |
| 八戸藩 | 130 |
| 柳河春三 | 112 |
| 山口信濃守忠駿 | 72 |
| 山口藩 | 120 |
| 山田安五郎 | 25 |
| ゆ | |
| 結城秀康 | 21 |
| 有斐錄 | 259 |
| よ | |
| 輿地誌略 | 10 |
| 横井小楠 | 21, 22, 24, 26, 35 |
| 吉井幸輔 | 87 |
| 吉田松陰 | 17 |
| 吉野作造 | 82, 84, 86, 147 |
| 義邦先生航海日記別録 | 47 |
| 洋外紀略 | 11 |
| り | |
| 立憲君主制 | 109 |
| 立憲政黨 | 152 |
| リッケルビー | 85 |
| リチャードソン | 95 |
| 林則除 | 11 |
| 倫理 | 288 |
| る | |
| 流人島格式 | 287 |
| ルツソー | 110 |

| | |
|--------------|--------------------|
| 永井尙志 | 49 |
| 長門藩上申書 | 120 |
| 生麥事件 | 75, 101 |
| 南紀徳川史 | 123 |
| に | |
| 西周 | 13 |
| 西周助 | 41, 50, 52, 55, 60 |
| ニール | 73, 106 |
| 日本憲法見込書 | 146 |
| 日本憲政黨 | 155 |
| 日本國國憲案 | 155 |
| 日本國憲案 | 146 |
| 日本帝國憲法草案(原規) | 147 |
| ぬ | |
| 沼山僻居 | 24 |
| 沼田寅三郎 | 86, 87, 92, 102 |
| の | |
| 野山獄讀書記 | 17 |
| は | |
| 橋本左内 | 21, 22, 23, 26 |
| 長谷信篤 | 228 |
| 八紘通誌 | 11, 17 |
| パークス | 18, 73, 86, 102 |
| 萬國圖說風土物産誌 | 11 |
| 萬國新聞紙 | 71 |
| 藩治職制録(津藩) | 129 |
| 藩治職制録附録(津藩) | 128 |
| 藩論 | 19, 27, 28 |
| ひ | |
| 備藩典刑 | 259 |
| 備藩典録 | 259 |

| | |
|-------------|---------------|
| 東印度會社 | 1 |
| 評定所門前 | 214 |
| 漂流記 | 44, 45 |
| 平沼淑郎案 | 147 |
| 平戸藩 | 132 |
| 平山圖書頭敬忠 | 72 |
| 弘前藩 | 131 |
| ふ | |
| 複合的議會制度 | 80 |
| 福岡孝悌 | 252 |
| 福地源一郎 | 35, 48, 147 |
| 福澤諭吉 | 62 |
| 福原越後 | 99 |
| 淵邊徳藏 | 47 |
| 藤野善藏 | 112 |
| ファン、ホルスブルック | 77 |
| フェートン號事件 | 36 |
| 佛國的國民主權説 | 143 |
| アラック | 102 |
| 佛蘭西憲法 | 157 |
| ブリッジメン | 11 |
| ブリューブック | 94 |
| 古澤滋 | 155 |
| へ | |
| 米行日記 | 45 |
| ベルクール | 69 |
| ベルリ | 4, 6 |
| ほ | |
| 捕探索掛り | 249 |
| 法禁 | 285 |
| 奉職紳記 | 222, 230, 231 |

れ

列藩會議.....9, 22—26, 29, 35

ろ

ロートエルケン.....99
ロツク..... 110
ロツシユ..... 50, 69, 70, 75
論策.....17

わ

渡邊修二郎.....85
話聖東傳.....16
和親通商條約..... 6

—(終)—

昭和廿年十一月十日印刷
昭和廿年十二月十五日發行
(一、五〇〇部)



出版會承認第一九〇二九一
(山口書店・一三六〇三三)

明治法制叢考 奥附
定價 金拾五圓

著者 小早川欣吾

發行者 富田正二

印刷者 宮崎勇治

製本者 坂井淳祐

發行所 株式會社 京都印書館

京都市中京區烏丸通三條下ル
マン原屋町六百拾貳番地
會員番號 第三四二〇四三號

1006

322.1

K012-2

48

